

議案第75号

山都町過疎地域持続的発展計画の策定について
山都町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することとする。

令和3年9月2日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

本計画を定めるには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

熊本県 山都町

目 次

第1節 基本的な事項

1	山都町の概況	5
	(1) 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	
	(2) 町における過疎の状況	
	(3) 産業構造の変化	
2	人口及び産業の推移と動向	7
3	行財政の状況	9
	(1) 行政の状況	
	(2) 財政の状況	
	(3) 公共施設整備水準等の現状と動向	
4	地域の持続的発展の基本方針	13
	(1) 町の将来像	
	(2) 基本理念と基本方針	
5	地域の持続的発展のための基本目標	15
6	計画の達成状況の評価に関する事項	15
7	計画期間	16
8	公共施設等総合管理計画との整合	16

第2節 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1	現況と問題点	17
2	その対策	17
3	計 画	18
4	公共施設等総合管理計画等との整合	18

第3節 産業の振興

1	現況と問題点	18
	(1) 農 業	
	(2) 林 業	
	(3) 商 業	
	(4) 地場産業	
	(5) 観 光	
2	その対策	20
	(1) 農 業	
	(2) 林 業	
	(3) 商 業	
	(4) 地 場 産 業	
	(5) 観 光	
3	計 画	25

4	産業振興促進事項	26
	(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
	(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
	(3) 他市町村との連携	
5	公共施設等総合管理計画等との整合	26

第4節 地域における情報化

1	現況と問題点	26
2	その対策	26
3	計 画	28
4	公共施設等総合管理計画等との整合	28

第5節 交通施設の整備、交通手段の確保

1	現況と問題点	28
2	その対策	30
3	計 画	32
4	公共施設等総合管理計画等との整合	33

第6節 生活環境の整備

1	現況と問題点	34
	(1) 生活環境	
	(2) 消防・防災施設	
	(3) 公営住宅	
2	その対策	35
	(1) 生活環境	
	(2) 消防・防災施設	
	(3) 公営住宅	
3	計 画	38
4	公共施設等総合管理計画等との整合	38

第7節 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1	現況と問題点	39
	(1) 社会福祉	
	(2) 福祉施設	
2	その対策	41
	(1) 社会福祉	
	(2) 福祉施設	
3	計 画	42
4	公共施設等総合管理計画等との整合	42

第8節 医療の確保

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
 - (1) 保健医療
- 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
 - (1) 保健医療
- 3 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・43

第9節 教育の振興

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
 - (1) 学校教育
 - (2) 社会教育
- 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
 - (1) 学校教育
 - (2) 社会教育
- 3 計 画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- 4 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・47

第10節 集落の整備

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
 - (1) 集落
- 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
 - (1) 集落
- 3 計 画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 4 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・48

第11節 地域文化の振興等

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 3 計 画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 4 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・50

第12節 再生可能エネルギーの利用の推進

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
- 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
- 3 計 画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
- 4 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・51

第 13 節 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1	現況と問題点	51
	（1）地籍調査事業	
2	その対策	52
	（1）地籍調査事業	
3	計 画	52
4	公共施設等総合管理計画等との整合	52
	過疎地域持続的発展特別事業	53

第1節 基本的な事項

1 山都町の概況

(1) 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本町は、九州のほぼ中心に位置し、阿蘇カルデラの南外輪山の南麓一帯と九州脊梁山地に属する山岳地帯を町域とし、その面積は、県内の自治体で3番目に広い544.67km²を誇ります。面積の7割以上は山林・原野が占めており、田畑が16%、宅地は、わずかに1%程度となっています。

また、有明海へ注ぐ「緑川」と、日向灘へ流れる「五ヶ瀬川」の源流域にあたり分水嶺を伴っています。緑川以南は九州脊梁山地となる山岳地帯となり、八代市や宮崎県椎葉村とも接しています。

気候は、標高約200m～約900mが居住域であり、夏は、涼しく、冬は、寒さが厳しい準高冷地となり、年間平均気温は、13～14℃と熊本市と比べて4℃程度低くなっています。降水量は、年間2,200mm程度と比較的多くなっています。

② 歴史的条件

本地域は、平安時代末から南北朝時代にかけては、阿蘇谷・南郷谷を中心に武士団化した阿蘇氏の進出を受け、戦国時代末までその影響下にあり、阿蘇氏の最盛期にあたる16世紀には、矢部に大宮司の本拠地が置かれ、居館「浜の館」が造営されました。その後、江戸時代になると、行政制度の根幹をなす「手永制度」により、矢部と清和の朝日地区は、矢部手永に、清和の小峰地区と蘇陽は、菅尾手永の区域とされました。

また、この頃より大正時代に向け浜町や馬見原においては、肥後と日向を結ぶ日向往還の主要な交易地として、商家を中心に矢部郷、知保郷の中心として繁栄しました。

昭和の大合併により、昭和30(1955)年2月1日に浜町、下矢部村、白糸村、御岳村が合併し矢部町となり、ついで昭和32(1957)年4月1日に中島村、名連川村を編入合併しました。また、昭和31(1956)年7月1日に、朝日村、小峰村が合併し清和村になり、昭和31(1956)年9月30日に、馬見原町、菅尾村、柏村の合併で蘇陽町が誕生しました。

その後、3町村は、それぞれ、昭和40年代の高度経済成長期を経て、道路などの社会基盤整備や、農地等の生産基盤整備を進め、中山間地域の気候や環境などの特性を活かして発展してきましたが、町村を取り巻く環境変化に対応するため、平成17(2005)年2月11日に平成の合併により「山都町」が誕生しました。

③ 社会的・経済的条件

本町は、阿蘇南外輪山から九州脊梁山地までを圏域とし、地形的な変化に富み、狭い耕作地など厳しい地形的条件ながら、先人の知恵と努力によって巧みに水を導き、農耕を中心とした生活を営み生活の安定を図ってきました。

中世においては、農産物の生産高が比較的高く、経済的基盤がしっかりしていたことと、大分・宮崎・熊本との交通の要衝にあったことが、古文書からうかがうことができます。

江戸期に入っても日向往還の拠点として繁栄を続け、大分、宮崎との交流を色濃く残した独特の文化・経済圏を形成し、昭和30年代まで順調に発展してきました。しかし、昭和40年以降の急速な工業化と車社会の進展により、都市部への人口流出が続き、熊本市を中心とする経済圏

に取り込まれている状況にあります。基幹産業である農林業は、多くの兼業農家や高齢農（林）業者に支えられていますが、今後更に高齢化が進むことが予測されており、農林業の後継者・担い手の確保が急務となっています。また、高齢農（林）業者の引退等による農家戸数の減少により、農業生産額や林業算出額は年々減少傾向にあります。そして近年は、農林業への鳥獣被害の拡大が就業意欲の低下につながっており、農林業離れを助長しています。

商工業は、消費者ニーズの多様化に伴い、熊本市及びその周辺の大規模店、専門店等に客が流出しています。また、車社会の進展により、中心市街地は空き店舗が増加し、過去のような賑わいが失われています。

（２）町における過疎の状況

本町の人口減少率・高齢化率は、県内のなかでも非常に高く、平成23年以降は、年間の出生数が100人を切っている状況です。このままの勢いで人口減少が続けば、学校の廃（休）校、人格形成の場の喪失、消費や住宅建設等の需要縮小、労働力不足による農林業や地場産業の低迷及び技術伝承の途絶、税収減少による公共サービスの質の低下など様々な分野に重大な影響を及ぼします。これ以上、急激な減少とならないよう、町内からの流出人口を抑制するとともに、町外からの流入人口を増やさなければなりません。平成26年には人口急減・超高齢化という課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。「地方創生」をチャンスととらえ、自立したまちの経営に向けた道筋を描き、効率的かつ効果的な行財政運営への転換を図ることとしています。

日本の地方部においては、何事においても人員不足が慢性的な課題であり、その地域に根づく産業、伝統芸能、生活文化、景観等の維持が難しくなり、地域の宝が失われている状況が全国各地で見られ、地方部を取り巻く環境は、厳しさを増しています。本町においても、基幹産業である農林業従事者の減少に対応するため、後継者の育成に向け、町独自の研修機会の確保に努めました。一方で、商店街を構成する個人商店の後継者不足、地域づくり人材の高齢化等が顕著であり、引き続き担い手確保のための体制を確立することが必要です。

また、近年の情報通信技術の発達により、都市部でなくても買い物等の様々な生活サービスや仕事に欠かせない情報ネットワークを享受できる環境が構築されており、自らのライフスタイルに合わせて、暮らし方や働き方を柔軟に変化させることができる基盤が整ってきています。本町においても、Iターン者が増えており、多様な生き方・暮らし方・働き方を選択する人の受け皿としての環境整備が求められています。

今後も行政サービスを維持していくためには、住民、事業者・団体、行政等がそれぞれ果たすべき役割を明確にし、協働によるまちづくりを進めていくことが必要となっています。本町においても自治振興区単位でのまちづくりの展開が、将来的なまちの維持において重要な位置づけとなっており、住民自らの手で集落を維持していく体制の強化やそれを支える仕組みづくりが求められています。

（３）産業構造の変化

本町の就業者人口は、第1次産業の急激な減少に伴って、全産業就業者数も大幅な減少を示しています。第2次産業は、平成7（1995）年より減少傾向で推移しており、第3次産業は、大きな増減はなく推移しています。

就業人口の動向も少子化の影響や若年人口の流出により、昭和35年から平成27年の55年間で約11,000人が減少しています。

本町の就業人口の減少は、ほとんど農林業の就業者数の減少によるものと見られますが、労働

力人口全体が大きく減少しているため、単純に第1次産業から第3次産業に移行したとは言い難い状況にあります。

就業人口比率において平成12(2000)年から第3次産業が第1産業を上回ったとはいえ、依然として農林業が基幹産業として中心的存在であることには変わりません。

2 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和30(1955)年に43,098人とピークを迎えて以降、減少傾向が続いており、平成27(2015)年10月に行われた国勢調査では15,149人となっています。これは、ピーク時の昭和30(1955)年と比較すると、27,949人の減少(△64.8%)で、急激に人口減少が進んでいることが分かります。

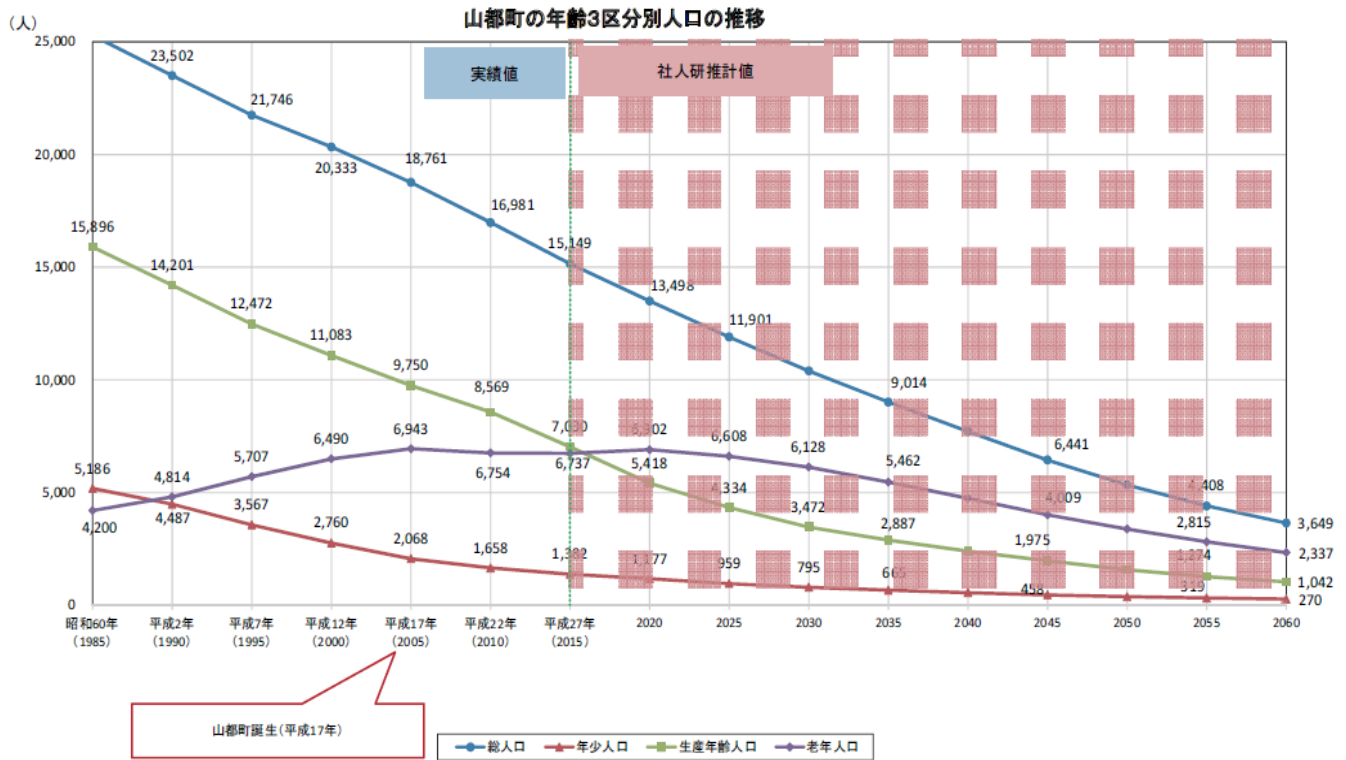
本町の年齢階層別人口を見ると、65歳以上の老年人口割合は、昭和30年は6.1%でしたが、それ以降は高齢化が進み、平成27年には44.5%にまで増加し、令和7年には55.5%にまで増加することが予測されています。その一方で、15歳以上64歳以下の生産年齢人口割合は、昭和55年の64.2%をピークにその後は平成22年の50.5%にまで減少し続けており、令和7年には36.4%と同年の老年人口割合の55.5%を大きく下回ることが予測されています。

各産業別就業人口比率では、第1次産業の農林業の就業人口比率は、昭和35年には72.7%あったものが平成27年では37.9%となり半減しています。第2次産業においては、昭和35年は5.6%であった就業人口比率が平成2年には、21.0%と増え、その後、平成7年には22.6%まで増加しましたが、就業人口は、平成2年をピークに減少しています。第3次産業は、昭和35年には就業人口比率が21.7%であったものが平成27年には46.6%となり就業人口も増加し、平成12年に第1次産業の就業人口を上回りました。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	40,898	27,461	△ 32.9	23,502	△ 14.4	18,761	△ 20.2	15,149	△ 19.3	
0歳～14歳	15,693	6,533	△ 58.4	4,487	△ 31.3	2,068	△ 53.9	1,382	△ 33.2	
15歳～64歳	22,391	17,445	△ 22.1	14,201	△ 18.6	9,750	△ 31.3	7,030	△ 27.9	
うち15歳～29歳(a)	8,431	5,178	△ 38.6	2,840	△ 45.2	1,950	△ 31.3	1,080	△ 44.6	
65歳以上(b)	2,814	3,483	23.8	4,814	38.2	6,943	44.2	6,737	△ 3.0	
(a)/総数 若年者比率	20.6	18.9		12.1		10.4		7.1		
(b)/総数 高齢者比率	6.9	12.7		20.5		37.0		44.5		

表 1-1 (2) 人口の見通し



(注) 2005 (平成 17) 年以前は矢部町、清和村、蘇陽町の合計人数です。

(資料: 第 2 次山都町総合計画 後期基本計画人口ビジョンより)

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年			昭和50年			平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	19,119	14,242	△ 25.5	12,313	△ 13.5	10,027	△ 18.6	8,166	△ 18.6			
第一次産業	13,906	8,722	△ 37.3	5,556	△ 36.3	3,792	△ 31.7	3,097	△ 18.3			
就業人口比率	72.7	61.2		45.1		37.8		37.9				
第二次産業	1,066	1,385	29.9	2,586	86.7	1,828	△ 29.3	1,267	△ 30.7			
就業人口比率	5.6	9.7		21.0		18.2		15.5				
第三次産業	4,147	4,118	△ 0.7	4,171	1.3	4,401	5.5	3,805	△ 13.5			
就業人口比率	21.7	28.9		33.9		43.9		46.6				

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

本町の行政組織は、町長部局が本庁 1 1 課、2 支所及び町立病院で行政委員会事務局が議会・教育委員会・農業委員会・監査委員・選挙管理委員会からなり職員総数は 3 0 9 人です。

(行政組織の状況)		令和 3 年 4 月現在
職員総数	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0 9 人
① 町長部局	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7 1 人
	総務課	2 2 人
	企画政策課	1 0 人
	税務住民課	1 4 人
	健康ほけん課	1 4 人
	福祉課	4 5 人 (町立保育園 5 園)
	環境水道課	1 3 人
	農林振興課	1 8 人
	建設課	1 2 人
	山の都創造課	1 3 人
	会計課	3 人
	地籍調査課	5 人
	清和支所	1 5 人
	蘇陽支所	1 8 人
	町立病院	6 7 人
② その他の局	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8 人
◎ 議会事務局	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 人
◎ 教育委員会事務局	学校教育課	2 2 人 (中学校 3 校・小学校 6 校)
	生涯学習課	1 0 人
◎ 農業委員会事務局	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 人
◎ 選挙管理委員会書記局	・・・・・・・・・・・・・・・・	(1 人) 兼務
◎ 監査委員事務局	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 人

人口減少に伴う町職員の人員及び経費の縮小が進む中で、将来的な行政運営を見越した体制の見直しや、重点施策に絞った特徴ある人員配置、職員のマンパワーがなければ動かすことが出来ない部門の見直し、公営部門と民営化部門の事業の整理を行うなど、将来を見据えた上で組織の再編に取り組んでいます。

さらに、事務事業評価による事業見直しも継続的に行い、社会情勢に配慮した事業規模となるよう適宜調整し、財政支出の縮減と合わせて、町債借入の抑制により将来負担の軽減を図ります。

(2) 財政の状況

地方分権が推進される中、少子高齢化や過疎化問題及び日常生活圏の広域化などによる多様化する住民ニーズへの対応、更には財政基盤の強化のため、平成 1 7 年に町村合併を実施しましたが、財政状況については、自主財源の確保が厳しい状況が続くとともに、多様な行政ニーズに対応するため義務的経費が増大し、経常収支比率が高水準に推移するなど更なる財政構造の硬直化

が懸念されています。

令和元年度決算における歳入は、地方交付税、交付金等、国・県支出金、地方債といった依存財源の占める割合が歳入全体の82%を超えており、一方、歳出は、経常経費となる人件費及び、普通建設事業費を合わせると26.8%を占め、歳出の主たるものとなっています。また、近年、豪雨災害が連続して発生しており、災害復旧事業費について18.7%の構成比となっています。

令和元年度の経常収支比率は、公債費（前年度比8.5%減）等が減少したため84.3%（前年比2.4ポイント）と低下しており、類似団体内平均値（90.1%）及び熊本県市町村平均値（92.9%）を5.8ポイント～8.6ポイント下回っています。なお、令和2年度決算では、地方交付税等の増加により経常収支比率は、82.8%となっています。

公債費負担比率は、合併前の大型事業集中と旧町村の地方債を引き継いだことにより地方債現在高が増加した影響で、平成20年度のピーク時には23.6%（類似団体内平均値19.3%）でしたが、その後は借入を抑制し、令和平元年度は11.3%（類似団体内平均値15.2%）となり、類似団体内平均値を3.9ポイント下回っています。今後は、中央グラウンド周辺整備事業（総合体育館建設）等の事業により、公債費の増加が見込まれますが、各種事業の選択と集中により、できる限り借入を抑制し公債費の平準化を図ります。

財政力指数は、人口の減少や全国平均を上回る高齢化率に加え、町の産業基盤の脆弱さにより町税などの「自主財源」の確保は厳しい状況にあり、財政基盤が弱く、令和元年度における財政力指数は0.22と類似団体内平均値（0.36）を大幅に下回っています。今後は中期財政計画に基づく運営により、公債費・人件費などの経常経費の抑制による財政健全性の確保、団体運営助成金の縮小、また公共施設等総合管理計画に基づく施設の長寿命化、適正な配置、維持管理コストの縮減及び平準化を図り、歳出の徹底的な見直しを実施するとともに、行政の効率化に努めることにより財政の健全化を図ることとしています。

今後の人口減少における様々な影響や歳入の大きな割合を占める地方交付税について、合併算定替から一本算定に移り減少が予想されるなど、町の財政は、なお厳しい状況が続くものと考えられます。

豊かな自然環境の保全や、特色ある地域づくりの推進など、地域に密着した施策を展開していくため、より自立した行財政運営を確立し、更なる財政基盤の強化と行政運営の効率化を図ることが不可欠となっています。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	13,917,062	12,985,378	14,132,987
一般財源	8,845,175	8,357,441	7,461,341
国庫支出金	1,989,541	1,518,028	2,334,170
都道府県支出金	1,199,174	1,323,866	2,474,186
地方債	772,000	587,600	580,550
うち過疎債	272,000	228,500	243,700
その他	1,111,172	1,198,443	1,282,740
歳出総額B	12,998,408	12,472,332	13,594,867
義務的経費	5,409,696	4,980,775	4,198,909
投資的経費	3,190,852	2,404,965	4,312,204
うち普通建設業費	3,133,049	2,277,671	1,774,713
その他	4,397,860	5,086,592	5,083,754
過疎対策事業費	404,836	412,478	428,507
歳入歳出差引額C (A-B)	918,654	513,046	538,120
翌年度へ繰越すべき財源D	568,830	246,537	280,795
実質収支 C-D	349,824	266,509	257,325
財政力指数	0.20	0.20	0.22
公債費負担比率	17.7	15.2	11.3
実質公債費比率	11.5	6.8	4.8
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	81.9	84.9	84.3
将来負担比率	56.3	26	16.6
地方債現在高	13,283,284	8,975,055	8,266,464

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調査（総務省自治財務局財政調査課）の記載要領による。
ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

2 法第3条による「過疎地域とみなされる区域」（いわゆる「一部過疎」の区域）がある市町村についても、現在の市町村で作成。

(3) 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準の現況は、次のとおりです。

今後、総合計画、過疎地域持続的発展計画、辺地総合整備計画等により地域の特性やバランス、利便性などにも配慮し、計画的に施設の整備を進めます。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	25.1	33.2	38.9	40.9	41.7
舗装率(%)	38.9	69.9	76.3	78.8	79.6
農道					
延長(m)				8,292	6,808
耕地1ha当たり農道延長(m)	187.3	219	5.5	-	-
林道					
延長(m)				100,806	106,106
林野1ha当たり林道延長(m)	5.9	14.7	8.8	-	-
水道普及率(%)	52.8	56.6	60.1	71.4	71.1
水洗化率(%)		2.1	31.4	54.5	71.39
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	11.2	13.3	12.9	14.2	16.1

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査(総務省自治財政局財務調査課)の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設状況調査」の記載要領を参考に、次の算式により算定する。

改良率=改良済延長/実延長

舗装率=舗装済延長/実延長

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)の記載要領による。

水洗化率=(A+B+C+D+E+F+G+H+I)/J

A: 当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B: 当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C: 当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D: 当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E: 当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F: 当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G: 当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H: 当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I: 当該市町村の単独処理浄化槽処理人口(※)

J: 当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口(農業集落・林業集落排水施設処理人口含む)」を差し引いた数値。なお、「平成19年度末」とあるのは、「平成18年度末」とする。

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 町の将来像

本町は、肥後の歴史のなかで光彩を放つ存在である阿蘇氏の本拠地として、また、日向往還の主要な交易地として繁栄してきた歴史があります。

合併時には、豊かな山々に囲まれた3町村がひとつになることをイメージしてこれからも「山の都」として栄えるようにとの願いを込めて山都町と名付けられました。

合併後15年が経過し、本町の一体感をさらに発展させるため、「山の都」を山都町の代名詞として掲げ、町民一人ひとりが山都町の人・食・技に磨きをかけて、将来に継承することにより、これらを「山の都」のものがたりとして紡ぎあげていくことを目指します。

そして、平成27年に策定しました第2次山都町総合計画により、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来を示した「山の都人口ビジョン」と、人口減少の克服と地域の自立的かつ継続的な活性化に向けた現状と課題、そして目指すべき姿を示した「山の都総合戦略」も踏まえながら、本町が抱える地域課題解決につながる各種施策・事業を展開していきます。

町（「山の都」）の将来像

輝く!! みんなでつくる「山の都」のものがたり

(2) 基本理念と基本方針

「山の都」で暮らし、働き、活動する人々が「山の都」に対する誇りや愛着、地域に対する思いを持ち、人口減少やそれから派生する様々な地域の課題を皆で解決し乗り越えて行こうという決意を込め、縦糸（行政）と横糸（住民、事業者、団体等）とで編み込まれた山都町全体の総意による「カクゴ」で、様々な取り組みの先の未来を同じように夢見て、豊かな「山の都」の風土を後世に受け継いでいくために、次の基本目標を「カクゴ」の志をもって取り組みます。

カクゴ① 「山の都」の未来に光をあてる人づくり

住民一人ひとりがまちづくりの一員として、いきいきと活躍し、安心して暮らし続けることができるまちづくりを行うとともに、本町の未来を担う子どもたちが郷土への愛着と誇りを持ち、町に長く住み続けたいと感じられるような人材の育成を行います。

特に、子育て環境、教育環境の維持・強化に重点的に取り組み、地域や教育機関、各種団体が連携した子どもたちへの充実した教育・学習機会の提供や町全体で子どもたちの健全な育成を支援することにより、「山の都」の未来に光をあてる人づくりの実現を目指します。

【基本方針】

- ・ 地域で支えあう福祉の実現
- ・ 充実した教育・学習環境の提供
- ・ 全ての住民の人権が尊重されるまちづくりの推進
- ・ 各分野を支える後継者づくり

カクゴ② 「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくり

働く場としての基盤整備により、人々が集い活気あふれるまちの創出を行うとともに、各産業分野の将来を担う人材の育成や、地域の資源を活かした新たな産業の育成を図り、「山の都」に息づいた産業の継承・強化を行います。

特に、基幹産業である農林業の維持・強化に重点的に取り組み、本町の農林資源を活かしたブランド化や六次産業化等を推進することで、農林業の経営の安定化や町内の雇用の受け皿を確保

し、「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくりの実現を目指します。

【基本方針】

- ・農村集落の機能強化
- ・「山の都」の基幹産業である農林業等の振興
- ・「山の都」の資源を活用した観光まちづくりの推進
- ・にぎわいのある「山の都」の形成

カクゴ③ 「山の都」での暮らしを守る環境づくり

生活において必要な安心・安全で快適な環境づくりや社会基盤整備、医療機能の確保を行い、町内外の人々から選ばれる「まち」としての機能強化を行います。

特に、九州中央自動車道の開通を踏まえた、住む場及び働く場としての環境整備に重点的に取り組み、移住定住希望者に対する、豊かな自然環境を活かした情報の発信及び受け入れ体制の強化を図ることにより、「山の都」での暮らしを守る環境づくりの実現を目指します。

【基本方針】

- ・防災や安全対策の実現
- ・健康づくり体制及び医療体制の維持、強化
- ・社会基盤の整備及び利活用の促進
- ・豊かな自然環境の保全、活用

カクゴ④ 「山の都」の個性が輝く地域づくり

地域が抱える課題や現状は、地域によって異なるため、「地域でできることは、地域自らの手で」という考えに基づき、地域の独自性を活かしたまちづくりを行います。

特に、自治振興区による住民主体の地域づくりの推進に重点的に取り組み、住民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域に根付いた歴史・文化への理解を深めることにより、「山の都」の個性が輝く地域づくりの実現を目指します。

【基本方針】

- ・住民主体の地域づくりの推進
- ・移住・定住の促進
- ・「山の都」で育まれた歴史・文化の保全
- ・「山の都」らしい魅力ある景観づくりの推進

カクゴ⑤ 効果的な行財政運営

効率的かつ効果的な行財政運営を行うとともに、町民をはじめ、町内で活動する各種事業者や団体との協働のまちづくりの展開を強化し、質の高い住民サービスの維持・継続を図ります。

特に、財政の健全化に重点的に取り組み、町内の民間活力の活用やアウトソーシング等、民間事業者との連携や広域連携等にあるゆる方策を検討することにより、財政支出の縮減を目指します。

【基本方針】

- ・行財政運営の効率化と具体的な財政支出の縮減、事務事業の評価・見直し
- ・人事評価制度の導入、職員の意識改革
- ・行政情報の適正な管理
- ・行政財産の適正な管理
- ・住民参画、情報公開、広報、広聴の充実

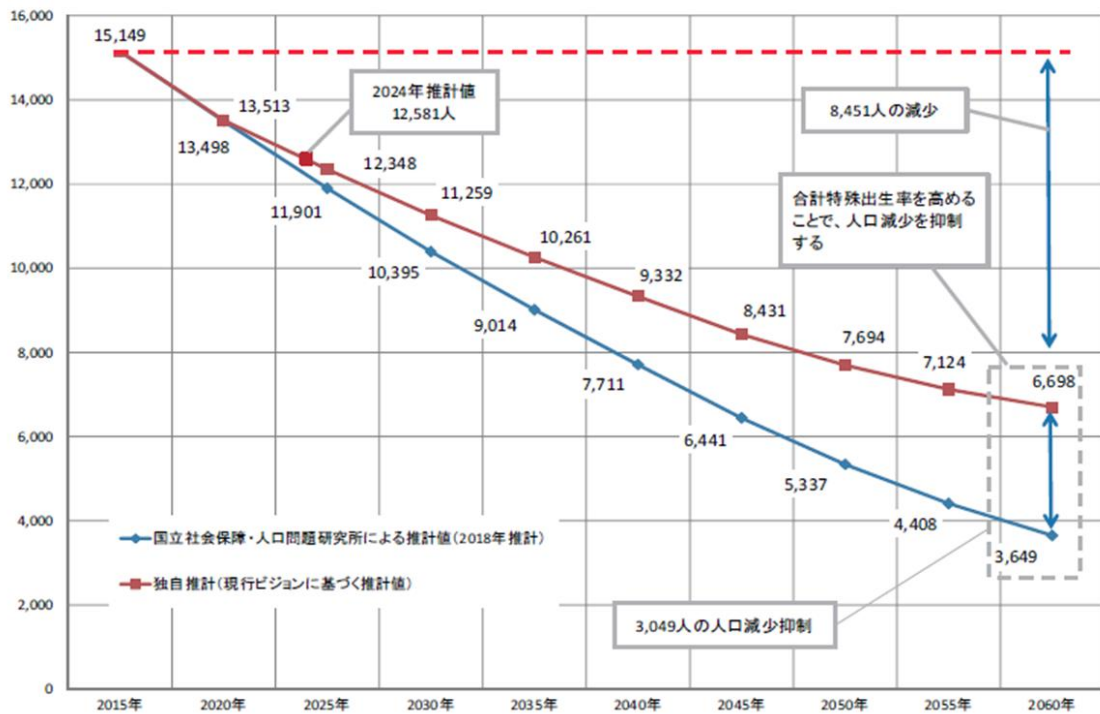
5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計に準拠した推計によると、本町の令和42（2060）年の総人口は、3,649人と予想されます。平成27（2015）年の総人口15,149人と比較すると75.9%の減少となります。それらを踏まえ、令和6（2024）年に約12,600人を下回らないことを目標としていることから、本計画の最終年度となる令和7年度についても、同様とします。また、令和2年3月に策定した第2次山都町総合計画（後期基本計画）人口ビジョンにおいて、令和42年に人口6,700人を維持することを目指し、必要な政策を推進します。

人口減少を止めることはできないが、合計特殊出生率については、1.94（2012年）を2.10（2040年）に上げ、社会移動については、2020年以降、男性の0～34歳、女性の0～49歳の移動率を0とすることで、人口減少の進行を緩やかにすることを目標とします。

人口の推移と長期的な見通し



(資料：第2次山都町総合計画 後期基本計画人口ビジョンより)

6 計画の達成状況の評価に関する事項

各項目ごとに、関連する施策を設定し、施策等の実施による、地域の持続的発展のための基本目標の達成状況や施策等の進捗及び効果を人口の推移、一般会計の財政状況などの数値と突合しながら、計画の達成状況について中間評価（令和3～5年）と最終評価（令和3～7年）を実施し、着実な計画の遂行に努めます。

また、評価の結果について、町ホームページ等により広く公表を行います。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

8 山都町公共施設等総合管理計画との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第2節 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

少子高齢化や町外への転出など人口が年々減少しているなか、令和元年度に実施した町民アンケート調査によると、町民の約7割が「住みよい」と感じています。

転出者の多くは、大学などへの進学や町外企業への就職によるものと思われます。転出者数を抑制する必要があるものの、進学や就職等を抑制することはできないことから、難しい課題となっています。

今後、各種媒体を通して町民自ら地域の魅力を発信するとともに、町や集落が一体となり移住者を受け入れる体制を築き、定住へ導くことが必要です。

また、近年では、交通網の発達や情報化の進展により、都市と地域での交流が活発になっています。恵まれた自然や歴史文化を通して都市との交流が盛んになっており、なかでも菅地区では農村に対する理解の醸成を目的とした「棚田オーナー制度」や農産物の直販活動など、都市部の消費者との交流が盛んに行われており他の地区のモデルとなっています。

また、他の地区でも自治振興区を主体とした地域間交流が徐々に見られるようになってきましたが、継続した都市部の消費者とのつながりや、それに伴う農産物等の販路拡大や新たな雇用の創出など、地域活性化につなげる事が出来るかが課題となります。

(2) 人材育成

人口の減少や高齢化の加速による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく集落自体の存続が懸念される地区が生じています。集落を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

2 その対策

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

令和5年度に「矢部IC（仮称）」が供用開始予定であり、高速道路開通に伴い、都市圏への通勤時間の短縮が図られることから、若者が本町に「住みたい」という希望をかなえるため、若者のニーズにあった住宅の整備を進めます。

近年、増加傾向にある空き家については、空き家情報の集積（データベース化）、空き家改修、活用への補助など、空き家利活用の仕組みを構築しており、空き家を貸したい人と借りたい人のマッチングを行い、町の空き家バンク制度を有効に活用し、併せて移住・定住に関する情報を積極的に発信するとともに、一定期間お試しで生活できる短期滞在施設など移住者の積極的な受入を継続して進めます。

また、恵まれた豊かな自然と伝統文化等を生かした地域間交流を支援し、現地体験やインターネットを活用し、地域の活性化と農村に対する理解醸成や都市と農村との交流人口の増加を図ります。地域支援活動を行う地域おこし協力隊の活用や、自治振興区を主体とした地域間交流を促進しますが、山都町農産物ECサイトや山都町東京事務所を活用しながら都市部の消費者とのつながりをさらに深め、農産物の販路拡大や就業機会の創出など産業振興へつなげ、地域活性化の実現を目指します。

(2) 人材育成

町外からの新規就農希望者や、地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、山都経営塾による新たな地域の魅力の発掘と人材の発掘など、担い手の確保・育成を推進します。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	(1)移住・定住	山の都地域しごと支援事業	山都町	
	(3)人材育成	山都経営塾事業	山都町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	企業の地方拠点づくり事業調査分析業務	山都町	首都圏等企業への動向調査を実施し、本町との親和性の高い有望企業を抽出し、山の都サテライトオフィス白糸の活用を含めた企業進出の促進を図る。 併せて、関係人口の創出を図り、事業者とのマッチングなど、移住・定住の促進につなげる。
		山の都ブランド化推進事業	山都町	急激な人口減少に歯止めをかけることを目的に、情報発信、交流拠点となる事務所を東京都に開設し、山都町の知名度の向上を図り、交流人口の増加や移住・定住者の増加につなげる。
		地方創生アドバイザー事業	山都町	山都町地方創生アドバイザーを設置し、専門的な助言・提言により、まち・ひと・しごと創生山の都総合戦略の推進を図り、地域の活性化及び移住定住の推進につなげる。
(5)その他	矢部高校魅力化支援事業	山都町		

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第3節 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

農業は、本町の基幹産業となっており、野菜・米・茶・葉たばこ・しいたけ、畜産等の複合経営が行われてきました。近年では、地域特性を活かした高冷地野菜やブランドとして定着した「矢部茶」や、無農薬・減農薬の「清和ブランドの野菜」などは高い評価を得ています。また、「蘇陽ブルーベリー」は、ジャムやワインなどの2次製品を生み出し、新たな特産品として期待され

ています。しかし、厳しい気象条件や耕地の整備率や利用率・生産効率の低さ、農業従業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、更に、シカやイノシシなどの有害獣の被害も加わり、稲等を中心に被害も深刻化し、農家の生産意欲の低下など、中山間地域を取り巻く情勢は尚一層厳しい状況にあり、農家数は年々減少し、特に、専業農家及び第一種兼業農家は減少しています。

(2) 林 業

本町の森林面積は、約39,141ha（山都町森林整備計画より）で全町の72%を占め、スギ・ヒノキ・クヌギや筍・椎茸の生産が盛んですが、近年では持ち直しつつあるものの、永らく続いた木材価格の低迷により林業への意欲は衰退し、加えて林業労働者の不足と高齢化という要因もあり森林の適切な維持管理は停滞気味となっています。適切な森林整備に必要な林道網の整備を進めていく必要があります。

林業の活性化に向け、間伐の推進及び木材・竹材加工品など森林資源に付加価値を加えて有効利用を図り、需要拡大や販路拡大など支援策を推進する必要があります。また、放置林の整備にも鑑み、木質バイオマスの活用促進を図ります。

(3) 商 業

商業の状況は、商業統計調査によると平成26年は189店で平成19年と比べ78店減少し、従業員数は同期間248人、年間商品販売額も同期間26億円余り減少しており、町内外における大型店の進出による影響と、消費者ニーズの多様化などによる影響から中心商店街において、小売業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いております。また、経営者の高齢化や後継者不足から空き店舗も目立つようになってきています。

令和2年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の商業も大きな打撃を受けており、業態変換等コロナ禍での生き残り策を講じる必要があります。

(4) 地場産業

工業統計調査によると、本町の平成28年度の従業員4人以上の事業者数は16箇所、従業員数は302人、製造品出荷額等は44億円余りとなっています。平成25年度と比較すると、事業所数で5箇所、従業員数で52人、製品出荷額等で12億円減少しています。地場産業を取り巻く経済環境は、産業構造の変化やグローバル化の進展等の影響により、依然として厳しい状況にあり、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が追い打ちをかけています。

本町の主たる産業は、電子部品、木材工業、食料品製造、窯業・土石等で、経済の浮揚と雇用の確保に効果をもたらしていますが、多くは零細経営であり、安定経営を促進し事業者の経営能力向上、個店の魅力向上のための研修などを行い、意識改革を進めて行くことが必要です。

また、超高速情報通信環境の拡充や九州中央自動車道の早期開通等による働く場としての環境を整備し、併せて山都町の特性を活かした企業誘致を推進する必要があります。

(5) 観 光

本町は世界的観光地である阿蘇の南外輪に位置し、近年、特に注目を浴びている南阿蘇の玄関口となっています。町の主要国道である445号、218号は交通渋滞のない「かみましき阿蘇観光サザンルート」として、広域的な観光ルートを形成しており、沿線の地域では自然や産業、文化等の観光資源を活かした取組みを進めています。

「通潤橋」や「五老ヶ滝」といった自然文化遺産を中心に、通潤山荘やその周辺に施設が整備され、観光・レクリエーションの拠点となっており、通潤橋、聖橋などの石橋群や白糸台地の棚田景観や通潤用水、愛藤寺城跡地などの自然文化遺産が数多く残っています。

また、「清和文楽」を伝承する専用劇場である「清和文楽館」や清和物産館「四季のふるさと」などの施設が整備され、多くの観光客を呼んでいます。「清和高原天文台」では、「スターフェスタ」を開催するなど、周辺の井無田高原キャンプ場とともに県内外の交流施設としての役割を担っています。その他、「青葉の瀬」や「清流館」の山村交流施設や「緑仙峡フィッシングパーク」など、宿泊や自然とふれあう体験学習の場づくりを行なっています。

また、都市農村交流促進事業の拠点施設として整備が進められてきた「そよ風パーク」は、宿泊施設やレストラン、物産館、展望所、体験学習施設、「そよ風広場」などの施設を有し、観光、農業、健康の情報発信施設としての機能を担っています。その近くにある服掛松キャンプ場は、県内外から多くのアウトドア志向の観光客が訪れています。

平成18年より町が有する様々な施設を指定管理者制度により委託運営を行っていますが、熊本地震や新型コロナウイルス感染症の拡大による経済不況の中で、各施設運営も非常に厳しい経営を強いられています。町には道の駅「通潤橋」、道の駅「清和文楽邑」、道の駅「そよ風パーク」の三つの道の駅があり、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能としての役割を果たしていますが、情報の共有や運営連携等が不十分であり、有機野菜に代表される町の様々な特産物の販売促進など、それぞれの施設の機能を十分に活かせず、有効活用ができていないのが現状です。また、各施設ともに建築後20数年が経過し、大規模な維持補修や設置機器の更新、交換等が必要なケースが多々見受けられ、今後大きな財政負担が予想されます。

2 その対策

(1) 農 業

本町は、豊かな自然、歴史的な遺産、伝統的な文化やブランドとして広く知られる農産物など、多様かつ特徴的な資源に恵まれています。これらの地域資源を有効に活用するため、農業と地場産業や観光など、新たな枠組みで連携・融合を図り、地域の活性化に結びつけていく必要があります。

農地は、経済性や効率性だけを重視するのではなく、環境保全の観点からも多様な機能が持続的に発揮されるよう、農業の維持・再生を図り、農地の荒廃防止に努めます。また、安心・安全、新鮮な農産物に対するニーズは今後も高まっていくものと予想されることから、無農薬や有機栽培など、環境保全型の特色ある農法の浸透・定着を図ります。

① 農業の基本的条件整備の推進

本町の基幹産業である農業については、農業生産の基礎的条件整備を行い、農業協同組合等関係機関と連携・協力しながら農業の振興に取り組み、地域経済の活性化や農業所得の向上を図ります。

具体的には、生産基盤や農業・農地情報システムなど生産環境の整備を進めていくとともに、集落営農の推進により地域営農の確立や農作業受委託等を通じた農地の保全を行い、将来に渡って農地を維持することができる仕組みに取り組みます。また、認定農業者等地域農業をリードし、経営感覚に優れた農業経営者の育成を進めるとともに、農業後継者、新規就農者の育成等担い手の確保や新技術の導入を支援します。

② 担い手の確保

農業を活性化する手段のひとつとして、農業後継者や新規就農者を安定的に育成、確保することが必要です。行政機関はもとより農業団体、農家が一体となって取り組まなければなりません。そのためには、認定農業者等地域農業をリードし、経営感覚に優れた農業経営者の育成を進めるとともに、就農するために必要な技術面での研修や就農後の経営を定着・安定させるまでの支援

などに取り組みます。加えて、安定した就農までの生活支援として、国・県と連携をとりながら就農支援給付金の活用など、事業推進を図ります。

更に、家族経営協定締結による就業環境改善や経営開始時における金融支援など、受け入れ態勢の整備を図り、農業後継者、Uターン者、農業以外からの新規就農者などの幅広い人材の確保と育成に努めます。

③ 女性農業者、高齢農業者の支援

女性農業者の経営参画、社会参画を進めるため、農業委員等の各種委員への積極的登用をはじめ、農産物の加工品開発、直売所等への出荷組織育成など、女性農業者への支援を行います。高齢農業者については、高齢者に適した作物導入の支援を行うとともに、豊富な経験で培われた技術や知識を活かした農産加工、直売所運営などの支援を行います。

④ 畜産業の振興

町における畜産業は、乳用牛・肉用牛・採卵鶏・ブロイラーなどの経営が行われています。農畜産物の輸入自由化や乳価の低迷など、畜産業を取り巻く厳しい環境の中で、低コストで生産性の高い安定した畜産経営の推進を図らなければなりません。畜産業は、地域の飼養立地条件に対応した合理的な畜産経営確立のため、強い農業づくり交付金や畜産公共事業等を積極的に活用して、経営体質の強化に努めます。

また、堆肥は肥料や土壌改良資材として利用できる貴重な資源であり、自然循環機能を活かした持続性の高い農業を推進するためにも、耕種農家と畜産農家が連携して良質な堆肥を生産し活用するためのシステムづくりを進め、堆肥処理施設の導入を推進します。

⑤ 環境保全型農業の推進

町の自然条件を活かし、無農薬・減農薬栽培や畜産の振興を図りながら、堆肥の生産による有機物の土壌還元を推進するなど、環境保全型農業の普及を図り、地域特性を活かした安心・安全な農産物づくりを推進します。また、有機農業への取り組みも盛んに行われており、その技術向上と普及振興に努めます。

⑥ 地産地消と安心・安全の産品づくり

消費者の農産物に対する安心感や信頼を得るため、生産現場の情報を消費者に提供し、域内における地域農産物を活用した健全な食生活の普及、定着を推進します。また、小中学校の給食等における地場農産物の活用と併せて「食農教育」を推進し、地産地消に取り組みます。

⑦ 有害鳥獣被害防止対策

有害獣の被害については、被害額は年々緩やかに減少傾向にあるものの、捕獲頭数は増加傾向にあります。シカ・イノシシなどの生息数もまだまだ増加傾向にあり、農産物の被害は勿論、農業者の生産意欲を奪うなど大きな社会問題となっています。電気牧柵等の設置による被害防止策と、捕獲に対する補助等を充実させることにより、集落一丸となった取り組みを実行し、併せて捕獲鳥獣処理加工施設活用（生産意欲・捕獲意欲の維持高揚）を進めます。

(2) 林業

森林は経済的な機能のほか、国土の保全・水資源の涵養など公益的機能を有し、住民生活に深く関わっています。しかしながら、林業の不振から森林への関心は薄れ、公益的機能の低下が危惧されています。森林の機能を維持増進させるためには、管内民有林での間伐の促進を図ると共

に、間伐材流通促進を併せて推進し、林業生産基盤の整備や林業経営体制の強化、活力ある後継者の育成など、地域が一体となって振興を図る必要があります。今後は更に効率的な森林施業の実施を図るため、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて計画的・集約的な施業（集約化施業）を実施することが必要です。また、経営・管理が行われていない人工林については、森林経営管理制度を活用し、適切な森林管理を推進します。

① 林業の基礎的条件整備の推進

既存の県道・町道・農道と連携した林道網の整備を推進し、林業の生産性向上と適正な森林の整備を進め、安定的な出荷体制を確立し、地場産材の価格の安定を図ります。また、森林組合等関係機関と連携し、搬出などの作業コストの低減や作業上の安全を確保するため、高性能林業機械の導入や作業の効率化を図ります。

また、木材の地産地消を進めるため、公共施設等への利用を促進するなど、地場産材の需要拡大を図ります。

② 森林の公益的機能の保全

国産材需要は、平成14年度を底として現在は増加傾向にあるものの、木材価格の低迷による厳しい林業経営状況が続く中、適切な森林整備が行われない森林では、公益的機能の低下が懸念されています。計画的な造林・保育を進め、森林の管理・保全体制を強化し、森林の持つ水源涵養や環境保全等の公益的機能の向上を図ります。

③ 林業担い手の育成・確保

林業従事者の減少・高齢化に対応し、森林組合等関係機関との連携を図り、作業の受委託体制を強化し、緑の雇用などを活用した林業後継者の育成や作業技術の向上に努めます。また、新規就業者の定着促進のため、事業活動の共同化による体質強化、高性能林業機械の導入など、林業事業体が行う就業環境の改善に向けた取り組みを支援します。更に、小中学校並びに地元高等学校との連携を持ちながら、林業にかかる体験学習等に取り組み、幼少時から林業への興味理解のための施策を進めます。

④ 特用林産物の産地化

しいたけや筍、竹材、木炭などのほか、竹炭や竹細工、木工品など加工品の生産を進め、特用林産物の産地化を進めます。また、放置竹林については、森林環境の悪化を招くほか、有害獣の住処ともなるため、適正な間伐や竹林整備を進めます。搬出される竹については、加工を行い竹の粉として利用し、土壌改良剤などへの活用方策を先行的に取り組みます。

⑤ 森林空間の利用促進

森林は、人の心をなごませる機能があります。このため森林空間を利用した、林業体験やキャンプ等により森林に親しむ機会を設けるとともに、癒しの空間として活用し、都市住民との交流促進や森林に対する理解を深める事業を促進します。

(3) 商 業

商業については、車社会の進展にともなう生活圏の拡大等により商店街の空洞化が進行しています。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、商業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このため、商工会の活動を支援すると共に、商工会と連携し、事業継続のための取り組みをはじめ、空き店舗対策や利便性と集客力を高める駐車スペースやこどもと高齢

者にやさしい歩道整備などの基盤整備を図ります。

① 商店街の振興

新型コロナウイルス感染症の拡大による打撃からの回復のための支援を行います。

中心市街地を地域の交流拠点として賑わいを取り戻すため、中心市街地活性化基本計画に基づく市街地の整備改善を推進するとともに、まちづくりやべによる構想や計画に沿った空き店舗対策やアンテナショップの運営、大造り物小屋の整備等、やまと文化の森を拠点とした中心市街地活性化の取り組みを推進します。

また、商店街の再生に向けては、魅力づくりに向けた事業者の主体的な取り組みが不可欠であり、各種事業への支援、歴史的な街並みづくり等の充実を図ります。

各地域拠点周辺やその他の地域における商店街については、商店経営の近代化・高度化に向けて、各種事業の助成などの支援を行います。

更に、コロナ禍や高齢社会に対応した新たなサービスの展開など地域の実状や時代の変化に応じた柔軟性のある商業の取り組みを推進します。

② 経営能力の向上

地域事業者の研修や講習会等を開催し、経営の近代化・合理化等経営者の経営能力と経営意識の向上、後継者やまちづくりのリーダーの育成等について、商工会と協力しながら各種事業を推進していきます。

更に、新規起業者を支援するため、各種融資事業や情報の提供等の事業を推進します。

(4) 地場産業

① 付加価値のある地場産業の振興・特産品の開発とブランド化

既に確立された地場産品である「矢部茶」、「清和ブランドの野菜」、「蘇陽ブルーベリー」などの産品については、引き続き生産基盤整備や製品の均一化などによる質の向上と、大都市の消費者向けの販路拡大を行うためのPR活動を行います。また、市場調査を踏まえた高付加価値作物への生産誘導や集出荷体制の整備を行います。更に、異業種交流、製造業と農業など産業間の連携や地域の枠を超えた連携を促進し、新しい特産品の開発や市場拡大などに取り組めます。

② 企業誘致と後継者の確保、育成

地域の経済の発展や雇用の拡大の観点から、環境負荷の少ない産業分野の優良企業の誘致促進を図り、誘致企業と地元企業との生産連携や技術移転の促進等を支援します。

また、すべての産業において職場環境の改善や生産組合等の組織と連携し、研修や講習会の開催を支援するなど、後継者の確保や育成に努めます。高齢化社会の進展や生活の価値観の多様化などを背景に、高齢者福祉や家事支援等の住民生活を支える様々なサービスの需要が高まってきています。それらの課題や問題を解決するための地域密着型の事業活動(コミュニティビジネス)を支援し、地域での雇用機会の拡大を図ります。

③ 観光と他産業との連携

農産物加工品の開発や、農協・商工会・森林組合等が協同し、商店街での朝市開催など、観光産業と農業、林業、商業など他産業との連携により、地域産業の活性化を図ります。

(5) 観 光

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍に対応した観光のあり方が問われて

います。本町の自然や歴史的文化遺産の観光利用の手法の開発や、場合によっては、入込客数等の指標の見直しも必要かもしれません。

実際に来ていただくための施策に加え、デジタル技術等を駆使した情報発信など、新しい観光の取り組みを推進します。

① 観光資源の活用

自然景観や歴史、伝統文化について、保全と継承を図りつつ、その活用によってそのものの良さが更に磨かれる取り組みを進めます。これまでの取り組みにとらわれない新しい発想や技術を取り入れることで、あらたなファンを獲得につなげ、保存や継承を確固たるものとすることができます。

また、観光客にわかりやすく、本質を伝えるためのガイドの養成も必要です。行政だけでなく、民間や個人を巻き込み、みんなが町の自慢を言い合えるような取り組みを推進します。

② 観光施設の整備

各観光拠点施設については、指定管理者制度により管理委託契約を結んでいるところですが、施設間の連携を図り、より運営効率を上げ、経常利益の向上のための支援を行います。

また、施設の維持管理を行いながら、大胆な改修や設備投資を検討する必要があります。

③ 観光協会の充実と連携

「山都町観光協会」は、平成21年度から専属職員の採用により観光産業の推進母体となりうる組織へ改編し、一般社団法人として収益事業への取り組みも可能です。しかしながら、熊本地震以降、山都町観光協会の大きな収入源である道の駅通潤橋の売上が激減し、回復しないまま新型コロナウイルスの影響を受けることとなりました。観光産業の中核として本町の観光業のけん引役となる組織となるための人的、財政的支援が必要です。

④ 九州中央自動車道の一部供用開始

現在、整備が進められている九州中央自動車道は、平成30年12月に「小池高山IC～山都中島西IC」間が供用開始され、令和5年度には「矢部IC（仮称）」が供用開始の予定です。開通による観光客の入り込みを見越した受け入れ体制として、新設する道の駅を拠点に各観光施設への案内や通潤橋への誘導サイン及び道路整備等を計画的に実施する必要があります。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	中山間総合整備事業（御岳地区）	熊本県	
		中山間総合整備事業（矢部南部地区）	熊本県	
	中山間総合整備事業（矢部中部地区）	熊本県		
	中山間総合整備事業（第二中島地区）	熊本県		
	町単農業基盤整備事業補助金	山都町		
	中島地区用水路整備事業	山都町		
	団体営農業農村整備事業（山都地区）	山都町		
	林業	山村振興事業	山都町	
		単県治山事業	山都町	
		くまもと間伐材利活用推進事業	山都町	
		森林整備地域活動支援交付金事業	山都町	
		山都町森林整備事業	山都町	
		県民の未来につなぐ森づくり事業	山都町	
		(4) 地場産業の振興 加工施設	有害鳥獣加工処理施設	山都町
	(6) 起業の促進			
		山の都の起業支援事業	山都町	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		伝統芸能保存・活用推進事業	山都町	
		観光施設改修事業	山都町	
		翁橋建設工事	山都町	
		郷土料理館改修工事	山都町	
		八朔祭大造り物小屋建築事業	山都町	
		観光看板・標識設置工事	山都町	
		商店街駐車場整備事業	山都町	
		新八代屋及び隣接広場の活用整備事業	山都町	
		馬見原交流館広場整備事業	山都町	
		通潤橋周辺公園整備事業	山都町	
		道の駅整備事業	山都町	
		通潤橋周辺整備事業	山都町	
		(10) 過疎地域持続的発展特別事業		
	鳥獣被害防止総合対策事業【ニホンヅカ】		山都町	農林業生産の安定のため、 農作物・森林被害の軽減を 図り、生産意欲の低下・耕 作放棄を防ぎ、農林業の安 定及び所得の向上など産業 の振興及び担い手の確保に つなげる。
	鳥獣被害防止総合対策事業【イノシ】		山都町	
	鳥獣被害防止総合対策事業【ニホンザル】		山都町	
	鳥獣被害電気柵		山都町	
		山の都の賑わい再生事業	山都町	町内の店舗、空き家等の改 修費用の一部を補助し、景 観に配慮した外装工事やバ リアフリー化、商店街の改 修により、町の賑わい再生 を図り、地域の活性化につ なげる。
	(11) その他			
		観光情報発信事業	山都町	
		食農観光塾事業	山都町	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
山都町全域	製造業、卸売業、小売業（農林水産物等販売業を含む）、旅館業、飲食サービス業、情報サービス業等	令和3年4月1日 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「2その対策」及び「3事業計画」のとおり

(3) 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体との連携に努めます。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第4節 地域における情報化

1 現況と問題点

本町の通信網のうち主なものは、NTT電話、携帯電話、山都町防災行政無線放送があります。

NTT電話は、昭和54年に町内全域が自動化され、昭和62年には矢部、清和、蘇陽地域が域内化されました。この時期に加入促進が図られたこともあり、加入率は一気に高まり、ほぼ全世帯に普及しました。また、平成30年4月に、町内全域に光情報通信基盤の整備を行いました。

情報通信基盤の利便性を、町民や企業等が実感できるよう、光回線の普及や活用につながる取組を実施する必要があります。

一方、町の通信手段としては防災行政無線があります。町村合併後に、全町統一した放送システムを構築し、災害緊急時の通信連絡を迅速かつ的確に行うとともに行政情報を伝達する手段として役割を果たしてきました。

今後、無線のデジタル化を進めていき、整備後は防災アプリと連動させながら、より充実した伝達手段を構築していきます。

情報化社会の基盤の面においては、光整備済みで都市部との情報格差は是正されてきていますが、急速に進む少子高齢化社会や人口減少、情報技術の進歩、Society5.0時代の到来に対応するため、山都町地域情報化計画に基づき、地域情報化施策を着実に実施することが重要です。

2 その対策

① 地域情報化の推進

発達する情報通信技術（ICT）を、自治体の行政効率化だけでなく、魅力ある地域づくりの

手段としてとらえ、地域活性化や住民福祉の向上に積極的に活用を促進するため、平成29年度に本町における地域情報化の基本的な方向性を定めた「山都町地域情報化計画」を平成30年度には、ICTを活用した地域の情報化並びに活性化等に資する具体的な取り組みを示す「実施計画」を策定しました。今後、住民の行政サービス向上に対する要請も益々、多様化・高度化することが予想されるため、両計画に基づき、企業誘致や産業の活性化を図り、サテライトオフィスの整備やスマート農業等を進め、高齢化や人手不足等の地域課題に対応するため、ICTを活用した高齢者の生活支援（健康づくりや買い物支援等）など、情報化施策をより総合的、効果的かつ計画的に推進していきます。

② 情報通信基盤の整備

住民生活の利便性の向上や産業活動の活性化に結びつけるため、住民の誰もが利用可能なインターネット環境を整備し、住民が等しくICTの恩恵を享受できる豊かな住民生活の実現に向けて、町内全域に光ファイバーによる情報通信基盤の整備を進め平成27年6月「山都町光情報通信基盤整備計画」を策定しました。

その後、平成27年度から同計画に基づき、民設民営方式にて町内全域を対象とした光情報通信基盤整備事業を行う事業者に対し、補助金を交付しています。

平成28年10月に矢部局エリア、平成29年4月に清和・蘇陽局エリア、平成30年4月に下矢部、金内、名連川、柏局エリアが開局し、町内全域の基盤整備が完了しています。

③ 統合型データベース・システムの構築

分権による自立的な地域振興を推進するためには、住民と行政の相互理解と協働の基盤づくりとして「情報」の果たす役割が極めて大きくなります。こうした中で、ITの便益を最大限に活用し、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現するため、県及び県内市町村で構成する「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」において、電子申請受付システムをはじめとする各種電子自治体の共同開発・運用に取り組めます。

また、国は「自治体DX」の推進を掲げ、自治体情報システムの標準化を実現するため、ガバメントクラウドの導入準備を進めるほか、標準化仕様書等の作成を進めており、この動向を見極めながら、町として円滑な情報行政システムの運用が実現できるよう取り組めます。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線（同報系）デジタル化整備事業	山都町	
	その他の情報化のための施設	役場庁舎気象観測装置設置	山都町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	A I ・ R P A 導入事業	山都町	事業の推進により、住民サービスの向上と行政運営に係る働き方改革など、効果的な活用促進により、事務の効率化につなげる。
		行政手続オンライン化事業	山都町	事業の推進により、住民サービスの向上と利便性を高め、行政運営の事務の効率化につなげる。
		デジタルデバイド対策事業	山都町	地域内での情報格差を解消し、公平な行政サービスの提供へつなげる。
	スマート農業導入事業	山都町	従来の農業にICTやロボット技術などを取り入れることで、労働力問題の解決や、生産性及び生産物の品質向上につなげる。	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第5節 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 交通体系

町内には、国道218号、国道265号、国道325号及び国道445号の4路線と県道が15路線あり、町内の主要集落を結び産業・経済・文化の発展に重要な役割を担っています。

公共施設は、国道、県道の幹線道路沿線に立地しています。国道、県道は、地域住民の公共施設へのアクセス道路として、教育・文化・交流のネットワーク軸となっています。

更に、町道は1,046路線、約943kmが150余りの集落と連結しています。

① 九州中央自動車道

九州中央自動車道の整備は、新たな物流の大動脈となり、沿線地域の産業の振興や、地域住民の生活の向上が図られ、九州東西間の交流・連携が強化され、九州の一体的浮揚につながるもので全線開通への早期整備が求められます。

② 国、県道

国道445号は熊本市内と直結する最も利便性の高い路線であり、車両の大型化とマイカーの増加により交通の混雑化が顕著になってきています。このような状況の中で年々改良工事は進められていますが、未だ急カーブ、急勾配区間も多く交通安全面での解決には至っておらず、施設の老朽化も進んでいます。

県道15路線の改良率は主要地方道の矢部阿蘇公園線は99.7%、益城矢部線は100%、その他の県道が44.4%となっています。本町の地形からしてカーブが多く、勾配も急であるために改良にあたっては多額の事業費を要するため未改良部分が多く、施設の老朽化も進み、交通防災の面からも安全性に欠ける所が多い現状です。特に、主要集落を結ぶ重要な県道の改良についての地域住民の要望は極めて高く、積極的な取り組みが必要です。また、主要地方道矢部阿蘇公園線は、本町と阿蘇を結ぶ観光ルートとしての期待は高く、産業・経済・文化面でも重要な役割を果たすものと考えられ、本路線の早期開通が熱望されており、積極的な取り組みが必要です。

③ 町道

町道については路線数にして1,046路線、総延長約943kmであり、施設の老朽化による維持管理も重要となっています。併せて、これらすべてを整備することは財源的にも無理がありますので、町道の中から幹線道路としての位置づけをしている、主要集落間の生活道から整備を進める必要があります。

道路の整備にあたっては、地形の複雑さとその殆どが急傾斜地にあり改良工事には多額の経費を必要とするため町の単独事業にも限界があり、国・県と連携をとりながら事業化に向け調査・検討を進めていく必要があります。

また、制度事業に乗らない路線については、一般財源の可能な範囲で行うか起債により改良を推進しなければなりません。

地域住民からの道路改良等への要望は多いものの、反面財政的事情は厳しく大幅な財源の確保は望めないため、住民とのコミュニケーションを図り、理解と協力を求めながら道路改良を推進しなければなりません。なお、今日では町道の用途が変化し、農道的なものから私道と思われるようなものもあり、住民の生活とその関わりを考慮しながら町道本来の目的に沿った見直しを行う必要があります。

④ 農林道

本町は農業が基幹産業となっており、生産基盤の基礎となる農道については、基幹的な幹線道路について順次整備が進められています。

しかし、ほ場への連絡道など規模の小さい農道については整備が遅れており、農作業の効率化と、作業機械運転中の事故防止の観点から、今後、更に改良・舗装を進めていく必要があります。

林道については、広大な面積と共に森林資源に恵まれてはいるものの、木材価格の低迷や過疎化による林業後継者の減少が進むにつれ、林業生産基盤となる林道整備は、はるかに立ち遅れ、林道密度は県平均に比べ下回っています。将来の優良材の安定生産や森林資源を生かし守るための林道の整備が課題となっています。

また、椎葉矢部線は、山都町と宮崎県椎葉村を結ぶ重要な幹線道路であり、沿線には天然林、山岳美、溪谷の魅力などを秘めたものがあります。現在は未舗装であるが故にオフロードコースとしての脚光を浴びており、維持・整備面での配慮が必要です。

⑤ 公共交通の充実

路線バスの役割は、高齢者や学生、生徒にとっては、生活の一部となっており、重要な役割を果たしています。しかし、民間バス路線は山間地における利便性の悪さや、人口減、マイカーの普及等により利用者が減少傾向にあり、採算がとれず厳しい経営状況も相まって運行が減少しています。

本町は合併後、民間バス路線の廃止路線の増もあり、コミュニティバスの形態を取りその代替を行っています。広域な面積を有する山都町にとっては貴重な住民の移動手段であり、その運行維持が今後も求められます。

2 その対策

(1) 交通体系

① 九州中央自動車道の早期整備

九州中央自動車道は、町の産業・経済発展に大きく寄与するものであることから、早期全線開通に向けて、熊本・宮崎両県及び関係市町村と連携を密にして、建設促進活動に積極的に取り組みます。

② 国、県道の整備

地域産業の発展や交流・連携強化を図るためには、国道・県道・町道、農道などを総合的なネットワークとして整備する必要があります。

国道については、国道 218 号、国道 265 号及び国道 325 号の整備は完了しており、国道 445 号の改修について、国、県と連携を図り、整備推進及び維持補修を図っていきます。

県道については、観光振興のうえからも重要な路線は、県と連携して調査検討を進め、改修、機能維持に努めます。

その他の町内の主要集落を結ぶ県道は、幹線道路として、地域住民とのコンセンサスを得ながら未改修部の整備を県と連携しながら促進するとともにその機能維持確保に努めます。

③ 町道の整備

町道の適切な維持管理を実施するとともに、狭隘な地形条件のため改良が遅れている町道については、主要集落間の交流・連携の強化が必要な幹線道路の整備を優先する。また、高速道路の整備による将来交通の予測や地域間のバランスなどを考慮して、整備効果や効率性の高い整備の推進を図っていきます。

④ 農林道

農道は農業生産のみならず、集落間の連絡道として生活道の機能も担っています。農業生産基盤整備として、狭隘な道路や未舗装の道路など農耕車両の走行に支障をきたしている路線の整備を順次行い、農作物の搬出時の荷傷み・ほこりによる品質の低下を防止し、農作業効率の上昇を目指します。

林道につきましては、森林育成のため、森林整備の促進や就業者の確保を図ると共に、基盤となる道路網整備を推進し、山村の生活環境の向上を図ります。広域林道等については、経済的な広域連携と、山林地域の観光資源活用の面からも改良整備の推進を図ります。

⑤ 公共交通の充実

路線バスについては、高齢化社会における生活環境の充実を図るための基本的な交通手段と位置づけ、積極的な活用を推進します。

また、地域に密着した交通手段として、住民、特に子ども達・高齢者の移動手段として平成20年度からスクールバスを活用したコミュニティバスの運行を開始しました。これは町の総合交通ネットワークの確立のため、民間バス事業者等を巻き込んで発足したものであり、随時利用者形態に見合った見直しを行い、必要な路線の維持につとめます。

今後、より一層の高齢化への対応や地域の密な交流・連携の推進を図るため、きめ細かな公共交通機関の充実を図ります。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路			
		今馬見原線改良工事 L=800m W=5.0m	山都町	
		上川井野日名田線改良工事 L=600m W=5.0m	山都町	
		杉木田小野線改良工事 L=1,120m W=7.0m	山都町	
		瀬戸福良線改良工事 L=433m W=5.0m	山都町	
		長谷花立線改良工事 L=2,000m W=4.0m	山都町	
		西谷線改良工事 L=1,500m W=5.0～6.0m	山都町	
		米生滝下線舗装工事 L=3000m W=5.0m	山都町	
		二瀬本花上線改良工事 L=1,500m W=6.0m	山都町	
		橘宗旨ヶ鶴線工事 L=1,140m W=4.0m	山都町	
		仮屋神の前線改良工事 L=1,500m W=6.0m	山都町	
		柚木砥用線改良工事 L=900m W=5.5m	山都町	
		小笹井無田線改良工事 L=1,400m W=5.0～7.0m	山都町	
		大川大矢線改良工事 L=1,000m W=7.0m	山都町	
		小星線改良工事 L=600m W=5.0m	山都町	
		下川井野戸屋野線改良工事 L=300m W=5.0m	山都町	
		長谷埋立線改良工事 L=2,300m W=5.5m	山都町	
		原尾野貸上線工事 L=1,400m W=5.0m	山都町	
		白石谷線工事 L=800m W=4.0m	山都町	
		二津留大見口線改良工事 L=700m W=5.0m	山都町	
		須原開田線改良工事 L=450m W=5.0m	山都町	
		久留見尾鍛冶床線改良工事 L=900m W=4.0m	山都町	
		水の田尾下鶴線改良工事 L=1,860m	山都町	
		上鶴線改良工事 L=2,200m	山都町	
		中町線工事 L=50m, W=4.0m	山都町	
		上犬の馬場本坪線工事 L=400m W=5.0m	山都町	
		新町片平線工事 L=50m W=5.0m	山都町	
		田所戸屋野線改良工事 L=2,000m W=4.0m	山都町	
		米生滝下線改良工事 L=2200m W=6.5m	山都町	
		栗山線改良工事 L=1,500m W=4.0m	山都町	
		八矢線改良工事 L=2,000m W=4.0m	山都町	
		二瀬本高辻線改良工事 L=2,000m W=4.0m	山都町	
伊勢柳線改良工事 L=1,000m W=4.0m	山都町			
加勢群線改良工事 L=600m W=4.0m	山都町			

	(1) 市町村道 道路	柳柳谷線改良工事 L=2,015m W=4.0m	山都町	
		長成牧野線改良工事 L=940m W=4.0m	山都町	
		柳線改良工事 L=1,800m W=4.0m	山都町	
		牧野上司尾線改良工事 L=100m W=5.5m	山都町	
		目細倉木山線改良工事 L=200m W=4.0m	山都町	
		伊儀名線改良工事 L=1,100m W=4.0m	山都町	
		小柏原松の生線改良工事 L=200m W=5.0m	山都町	
		今中神働線改良工事 L=1,900m W=5.0m	山都町	
		大川井無田線改良工事 L=900m W=6.5m	山都町	
		藤木万坂線改良工事 L=161m W=5.0m	山都町	
		水の田尾布勢線改良工事 L=392.573m W=5.5m	山都町	
		長原後谷線改良工事 L=700m W=7.0m	山都町	
		橋りょう	白小野鶴越線現道拡幅工事 L=600m W=7.0m	山都町
	矢部インター線改良工事 L=200m W=7.0m		山都町	
	木原谷汗見線 汗見1号橋改良事業 (橋梁新設改良工事)		山都町	
	水の口線 前田橋改良事業 L=8.0m W=4.0m (橋梁新設改良工事)		山都町	
	白小野鶴越線(白小野橋1)改良工事 L=9.03m W=5.15m (上部工架替工事)		山都町	
	その他		自然災害防止事業 法面保護・ロックネット	山都町
		自然災害防止事業(清和分) 法面保護・ロックネット	山都町	
	(3) 林道			
		久留見尾線舗装工事 L=3,000m	山都町	
	(6) 自動車			
		コミュニティバス車両更新	山都町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通			
		地方バス運行対策事業	山都町	町内幹線及び熊本市を結ぶ幹線を運行する路線バス事業者に対する運行支援のため補助を行い、町民の生活の安定と利便性の向上につなげる。
		コミュニティバス運行事業 (新総合交通体系)	山都町	児童生徒等の通学、高齢者等の校風弱者の移動手段を確保することにより、町民の生活の安定につなげる。

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第6節 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 生活環境

① 上水道、簡易水道

本町の水道は、令和3年3月末現在、水道事業給水戸数4,901戸、給水人口9,036人、月平均使用量約89,272 m^3 、簡易水道給水戸数215戸、給水人口498人、月平均使用量約7,338 m^3 となっています。

令和2年4月には、水道事業と簡易水道事業が統合し、新たな山都町水道事業となりました。公営企業として経営を安定させるため、財政基盤・組織体制の強化をすることが要求されます。このためにも、国庫補助事業の有効活用や水道使用料の改定等を実施し、経営財政力を強固にすることとしています。

なお、人口100人以下の小規模水道については、水道施設整備事業により飲料水の安全・安心な供給に向け、地域の方と取り組んでいます。

② 生活排水処理施設

生活排水による河川の水質汚濁については、未処理の生活排水の流入を抑えるため合併処理浄化槽の設置促進や、住民意識の高揚を図り、河川浄化に努める必要があります。

令和3年3月末現在、本町の人口14,306人に対し、9,246人が合併処理浄化槽を使用しています。(汚水処理人口普及率64.63%)

また、事業用排水についても、排水の目標値に適合するよう指導が必要です。

③ 一般廃棄物

ごみ処理は、収集運搬を民間業者に委託し、町のごみ処理場「小峰クリーンセンター」において中間処理していますが、最終処分は、民間業者に委託しています。

また、家庭から排出されるごみについては、種類(可燃物・不燃物・粗大ごみ・資源物)によって分別収集していますが、ごみの減量化や再資源化など、ごみ排出抑制を図る必要があります。

し尿処理は、し尿・浄化槽汚泥を許可業者において収集運搬し、町のし尿処理場「千滝クリーンハウス」において処理しています。

④ 自然環境の保全

地球温暖化など環境破壊は世界的な広がりを見せ、大量生産、大量消費による環境への負荷が増大しています。人々が安心して暮らせる社会を持続していくために、環境問題を理解し環境にやさしく、自然と共生する世の中に変えていくことが必要です。

(2) 消防・防災施設

① 消防・防災施設

本町は、544.67 K m^2 と県内で3番目に広い面積を誇るため、住民の生命、身体、財産保護を主眼とする消防防災施策の中で、消防施設・消防設備の充実が急務です。

現在、消防団については、本部・2方面隊・14分団、団員数523名を誇り、消防指令車3台、タンク車1台、消防ポンプ自動車4台、消防ポンプ積載車49台、消防ポンプ軽積載車10台、小型可搬ポンプ27台を保有としています。しかしながら、老朽化や耐用年数を経過したものが多く計画的な更新が必要です。

また、防火水槽、消火栓等非常用水利施設については、計画的に設置を行ってきましたが集落が多く、しかも点在しているため整備が遅れている状態です。

防災情報の発信には、防災行政無線、消防用移動無線を利用し、住民に提供していますが既存の施設が老朽化していることに加え、法律の改正もあり、令和3年度中に防災行政無線のデジタル化に向けた整備を完了して、情報伝達の充実を図ります。

近年大きな自然災害や地震、大規模な事故等により多くの尊い命が失われています。防災力・災害対応能力の向上が行政の引き続き大きな課題ですが、避難所や、より効率的な消防防災施設や設備の整備が必要です。

② 犯罪防止のため、防犯灯、防犯看板、死角のない安全な住宅等の改善・整備や地域における防犯組織の構築、自主防犯活動に対する支援、防犯に関する啓発活動に取り組み、防犯体制の充実・強化を図る必要があります。

③ 交通安全

交通安全のため、危険な歩道の拡幅・改修、道路照明灯、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設等の整備が必要です。

(3) 公営住宅

本町の住宅事情は、高齢者世帯が多く、公営住宅に関しては耐用年数が経過し、老朽化した居住水準の低い住宅が多く存在しています。そのため、住民のニーズを満たし過疎化に対応するためには、公営住宅等寿命化計画に基づく改修や居住性向上を図るとともに、効率的な集約及び建替が必要です。

町営住宅は、矢部地域に19団地123棟216戸、清和地域に5団地42棟51戸、蘇陽地域に16団地48棟113戸あり、山都町全体としては40団地213棟380戸あります。

2 その対策

多様化する環境問題に対応し、森林や草原、緑川や五ヶ瀬川の源流から発する清冽な水、これらを包み込む清澄な空気など、大切な地域資源である豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、自然を敬い、自然とともに生きる循環型社会を構築するため、住民一人ひとりの理解と認識を深め、子どもから高齢者まであらゆる世代に対する環境教育や体験学習を推進するとともに、地球温暖化の原因と言われる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制のため、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で日頃営んでいるあらゆる社会活動を見直し、連携して省エネルギーの実践や自然エネルギーの活用を推進します。

また、豊かな水環境を守るため、森林の水源かん養機能の維持・向上や河川の環境美化に努めます。

更に、住民が快適かつ豊かな日常生活を送るために、住環境の整備・充実を図るとともに、自然環境との調和を考慮した快適かつ安心・安全なまちづくりを進めます。

(1) 生活環境

① 上水道、簡易水道

安全で良質な水道水を安定的に供給できるように、施設の充実を図り、適正な維持管理のもと、災害の緊急時にも対応できるように整備を進めます。未普及地域については、その解消に向け整備を推進します。

町営管理の給水施設及びこの他にこれに類する給水施設については、水道法に基づき適正な管理

体制等を整備し、地域住民に対し、安心・安全な水を供給しなければなりません。

安定供給の確保を図るため、山都町水道事業水道施設等更新計画を策定しました。今後は、老朽管の布設替え更新、新規配水管の布設、基幹施設の耐震化、クリプトスポリジウム対策強化等改善を行う予定です。

② 生活排水処理施設

豊かな水環境を継承するために、河川汚濁の主原因である生活排水の対策を強化するとともに河川の環境美化を促進します。

汚水処理人口普及率向上のための対策としては、地理的条件等により合併処理浄化槽での対応が必要であるため、補助事業を活用しながら、整備促進及び既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。併せて、浄化槽管理の徹底を行うことにより、住民の環境保全意識の向上を図ります。

③ 一般廃棄物

持続的な発展が可能な循環型社会の形成を進めていくため、ポイ捨てなど不法投棄の禁止を徹底するとともに、環境問題に対する理解と関心を深めるための講演会や学校における環境教育を進め、住民や事業者のモラルを高める取り組みを行います。また、それぞれの立場でできる「ゴミを出さない工夫」と「資源物の再使用・再利用・再資源化」によるリサイクル活動への取り組みを積極的に推進し、環境への負荷の少ない社会づくりに努めます。

④ 自然環境の保全

環境に対する理解と関心を深め、豊かな自然環境を守るため、美しいまちづくり推進員の巡回をはじめとした取り組みを強化するとともに、河川水質を継続的に調査し、水環境の保全を行っていきます。

限られた資源を有効に活用するとともに、省エネルギー生活の実践、家庭への太陽光・太陽熱エネルギーを活用する設備補助や、薪および木質ペレットストーブ等の設置に対しての補助金を導入するなど、自然に負荷をかけない生活様式の啓発を推進します。

森林は、森林災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、その維持のため、中山間地域住民の役割は益々大きくなっています。本地域は緑川水系、五ヶ瀬川水系の上流に位置していることから、源流域住民としての自覚と誇りを持ち、将来にわたり、下流域へ安全・安心な水を提供していく責務があります。近年では、森林の公益的機能の維持・改善のため下流域の住民による広葉樹の植林作業が頻繁に行われています。今後も天然林の保全、間伐の推進による人工林の適正な育成などに努め、良好な森林空間づくりを促進します。

(2) 消防・防災施設

① 消防・防災体制

火災予防・消防の意識向上のため、各家庭・各事業所での自主的な避難訓練、防火の取り組みなどを促進し、消防設備体制の充実などを図ります。また、地域の自主防災組織の充実に向け、救急・消防活動の指導および設備の充実を補助していきます。

更に、災害発生時の未然防止と発生時の被害を最小限度にとどめるために、国、県などと連携しながら、治山、治水、砂防の防災対策を着実に進めることとします。

② 防犯対策

犯罪防止に向けた環境整備のため、防犯施設等（防犯灯、防犯看板、死角のない安全な住宅等）の改善・整備や地域における防犯組織の構築、自主防犯活動に対する支援、防犯に関する啓発活動に取り組み、防犯体制の充実・強化を図ります。

③ 交通安全

総合的な交通安全対策を図るため、関係機関・団体と連携しながら、対象に応じた交通安全教室の開催や効果的な広報などによる交通安全意識の醸成を図るとともに、歩道の整備・拡幅、道路照明灯、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設等の整備を進めます。

（3）公営住宅

定住化の促進は、地域振興の重要な要件であり、既存の公営住宅の建替えにあたっては、高齢者や子育てに配慮し、環境改善や新規団地の建設を促進し、「人々が安全で安心して暮らせる居住空間づくり」を推進します。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道			
		配水管等修繕工事 (漏水工事)	山都町	
		老朽管布設替工事 L=750m	山都町	
		第1水源地 送水ポンプ取替	山都町	
		新水源地試掘及び水源地改修工事	山都町	
		水道管路緊急改善事業（旧上水道地区）	山都町	
		旧簡易水道地区整備事業（東竹原地区）	山都町	
		旧簡易水道地区整備事業（菅尾地区）	山都町	
		旧簡易水道地区整備事業（矢部地区）	山都町	
		旧簡易水道地区整備事業（小峰地区）	山都町	
		紫外線照射施設整備事業	山都町	
		水道未普及地域解消事業	山都町	
		簡易水道	下鶴地区小規模水道施設更新事業	山都町
	(2) 下水処理施設 その他			
		浄化槽設置整備事業	山都町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設			
		最終処分場建設整備事業	山都町	
		塵芥処理場定期補修工事	山都町	
	し尿処理施設	し尿処理場定期補修工事	山都町	
	(4) 火葬場 火葬場修繕			
		山都町		
	(5) 消防施設 防災井戸設置工事(矢部小)			
		山都町		
		消防無線（移動系）整備事業	山都町	
		消防会館建設	山都町	
		消防施設等整備事業	山都町	
	中央グラウンド周辺防災公園整備事業 (防災・安全交付金)	山都町		
(6) 公営住宅 山都町新設住宅整備事業				
	山都町			
	町営住宅維持管理	山都町		
	公営住宅等長寿命化計画事業	山都町		
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活				
	町生ごみ処理機設置事業補助金	山都町	家庭から排出されるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機購入費用の一部を補助し、生活環境の保全につなげる。	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の

実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第7節 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 社会福祉

① 高齢者保健福祉

現在、町の高齢化率は50%となり、高齢者人口は、今後、ゆるやかに減少の見込みですが、生産年齢人口の減少に伴い、高齢化率の上昇が見込まれます。

高齢者保健福祉においては、介護予防事業に重点を置き、地域ぐるみで取り組む元気づくり事業を早急に展開していく必要があります。

健康で楽しく生活できるための健康づくりの支援として生活習慣病予防対策、高齢者の介護予防及び自立した生活の支援、要介護・要支援者への介護支援を行っていく必要があります。

② 障がい者保健福祉

障がい者が、地域社会で安心して暮らせるためには、福祉の拡充とともに保健・医療が果たす役割は大きいといえます。

近年、認知症や、疾病や事故による後遺症や精神障がいなど、複雑化した障がいもみられ、こうした障がい発生の予防、早期発見、早期治療が大きな課題となっています。今後は各種の保健・医療対策を一層充実していく必要があります。

平成25年度には「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となり、障がい者の範囲の拡大、サービスの内容の一部が変わりました。また、町では「山都町第3期障害者基本計画」（平成30年度～令和5年度）及び山都町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）を策定し、障害福祉施策の方針と障がい（者・児）福祉サービスの必要量を見込みその確保のための方策を定め、施策を展開しています。

しかし町内は、障がい福祉サービスを提供している事業所が少なく、利用できるサービスも、限られており、町外の事業所を利用するなど、交通手段の確保が難しく、利用者の負担となっています。

さらに、障がい者の自立を促進するため、障がい者の抱える問題に適切に応える相談サービスや、在宅生活を支援する各種の在宅福祉サービスや福祉機器の提供等の公的な支援はもちろんのこと、地域全体で支え合う仕組みづくりが急務となっています。

③ 児童・母子福祉

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の兄弟姉妹の数の減少により、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。子育てに専念して退職する者がいる一方、就労

の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからずいることなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、父母その他の保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、地域や行政をはじめ、地域全体で支援していくことが重要です。

本町における子育て施策について、社会の変化を踏まえ、検討していく必要があります。家庭・保育園・学校・地域の相互の連携や、その他の関係機関との連携を図りながら、総合的に推進していく必要があります。

④ 青少年健全育成

豊かな郷土をつくるためには、次代を担うすべての青少年の心身が健全に育つことが必要です。そのため、地域公民館・PTA等で構成する青少年健全育成町民会議の組織が中心となって活動しています。また、町では、青少年推進指導委員を設け積極的に支援しています。今後も、地域社会全体で青少年を見守っていく体制をつくりあげていかなければなりません。

⑤ 男女共同参画社会づくり

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指して、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。町では、第3期山都町男女共同参画計画策定に伴う町民意識調査を実施しており、調査においても依然として男性優位であると考える方が多数存在していることがわかりました。

男性、女性という性別を理由として、「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等役割を固定的に分けることや偏見を見直し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の形成が重要な課題となっています。

依然として、女性が政策・方針決定過程（各種機関や企業、団体等において重要な方針を決定する過程）へ十分に参画できていないことなど、課題は多く残っています。

（2）福祉施設

本町は、高齢化率が50%と、急速に高齢化が進んでいます。このような状況に対応するために、高齢者やその家族等の総合相談窓口として町直営の地域包括支援センターを設置し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が業務にあたっています。

介護保険施設として、介護療養型医療施設は矢部地域に2ヶ所、介護老人保健施設は矢部地域に2ヶ所、介護老人福祉施設は矢部地域に2ヶ所、蘇陽地域に2ヶ所設置されています。

在宅福祉サービスも、利用者のニーズに対応したサービスが実施されており、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるサービス提供体制に取り組んでいます。

児童福祉施設は、矢部地域に公立保育園が2ヶ所、私立保育園3ヶ所、認定こども園1ヶ所（令和2年4月より）、児童館が1ヶ所、清和地域に公立保育園1ヶ所、蘇陽地域には公立保育園2ヶ所、私立保育園1ヶ所（平成28年4月より）があります。

また、地域保健福祉活動の拠点として、保健予防活動及び福祉活動を推進し高齢者のやすらぎの場を提供するため保健センター及び福祉センターが矢部・清和・蘇陽の区域にそれぞれ設置されています。

なお、障がい福祉サービスの提供を行う事業所が5ヶ所あり、施設入所者への支援、生活能力の向上のための訓練や就労の機会の提供、居宅における生活全般にわたる援助等の提供を行っています。

2 その対策

(1) 社会福祉

① 高齢者保健福祉

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の適切な運用を図るとともに、在宅の要介護高齢者等に対する生活支援サービス、介護予防サービス及び家族介護支援サービスの充実を図ります。

併せて、高齢者の社会参画の促進や生きがい対策の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携による地域の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

本格的な少子・高齢社会を迎え、豊かで明るい長寿社会の確立に向け、高齢者が健やかで生きがいのある生活ができ、可能な限り自立した生活が送れることが重要です。そのため、健康づくり推進体制の充実や健康に関する住民意識の向上など、健康づくり施策の推進を図ります。

② 障がい者保健福祉

心身に障がいがある人が、障がいのない人と同じように地域社会の中で生活を営み、ひとりの人間として自己実現ができる地域社会づくりを目指します。そのためにも、在宅福祉サービスや各種相談体制の充実を図るとともに、障がい者理解のための啓発に努め、障がい者の社会参加や障がい者との交流活動を促進し、障がいの有無、年齢及び性別に関係なく、だれもが安心して生活できる地域共生社会のまちづくりを推進していきます。

③ 児童・母子福祉

健康で安心した暮らしのために妊娠期から保育園、小学校、中学校、高校への切れ目のない一貫した子育て環境の整備と教育体制、その他の支援体制等に対応するために「子ども・子育て支援事業計画 第2期次世代育成支援行動計画」に基づき、その着実な推進を図り、安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長する地域社会を形成していくため、保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、保育園の整備改修など安全で質の高い保育条件・環境の確保を進めます。また、母子保健事業の推進により、健康診査などによる母子の健康管理と妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及に努めます。

また、子育て支援の中核的施設として子育て支援センターや病後児保育室があり、多様化する子育てニーズに対応できるよう充実した支援を展開していきます。

また、社会全体で総合的に支援する体制の充実を図るとともに、子育ての不安や悩みに対する相談体制の充実を図り、必要に応じて児童育成施設や公園整備など児童の健全育成環境の整備を図ります。

④ 青少年健全育成

青少年期は、人の一生の中でも人格の基礎が形成され、人としての根を張り、幹や枝を伸ばし、葉を付ける時期にあたります。また、大人となるための準備期間として、その過ごし方は人生全体の幸せを左右する重要な時期です。次代を担う青少年の非行や被害を防止し、豊かな人間性や社会性を育み、創造力と自主性を持った、たくましい人間として成長するよう、青少年の健全育成が社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組まなければなりません。そのためにも、青少年の健全育成についての意識の啓発、環境の整備、社会参加

の機会づくりに取り組みます。

⑤ 男女共同参画社会づくりの推進

広範多岐にわたる課題解決のために、令和3年3月に策定した「男女共同参画推進計画書」に基づいて、庁内の体制整備や男女共同参画社会の形成を促進します。

さらに、女性グループのリーダー育成や各種委員会等への女性の積極的登用、地域フォーラムやセミナー開催を推進し、男女がお互いに人権を尊重しつつ、ともに協力し合い、責任を担っていく社会「男女共同参画社会」の実現に向けた施策を推進します。

⑥ 地域福祉の充実

令和2年3月に策定した「山都町地域福祉計画」に基づき、全ての町民が住み慣れた地域の中で、安心して生き生きと健康に暮らし続けられるよう、町民一人ひとりの福祉意識を高め、山都町の地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動、ボランティア活動の支援などを推進するとともに、山都町社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

また、活動拠点となる公共施設、学校跡地の有効活用を積極的に支援し、住民が利用しやすい環境づくりを進めます。

お互いがふれあい助け合いながら心豊かな地域社会を構築するために、ボランティアグループ、NPO団体の育成やその活動の支援に努め、ボランティアの輪が大きく広がる社会を目指します。

(2) 福祉施設

少子・高齢化や核家族化の進展など大きな構造的な変化とともに、福祉サービスのニーズも多様化、複雑化しています。このような中、健康づくり推進体制の充実や健康に関する住民意識の向上など、健康づくり施策の展開を図りながら、保健施設や福祉施設の整備を図ります。

また、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに関する情報提供や啓発を行うとともに、公共施設についても、歩道の設置、段差の解消などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインに基づく整備を進めます。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	健康づくり推進体制の充実	山都町	地域住民の介護予防や健康年齢の引き上げを図り、福祉の増進につなげる。
		長寿祝い金制度	山都町	高齢の町民に対し長寿祝い金を贈呈し、敬老思想の効用と長寿の祝福をとおして保健福祉の向上につなげる。
		在宅介護支援給付	山都町	高齢者等が、健康で生き生きとした生活が送れるよう在宅での家族等の介護支援者に給付金を給付し、高齢者及びその家族等の福祉の増進につなげる。

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の

実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第8節 医療の確保

1 現況と問題点

(1) 保健医療

本町の医療施設は、山都町包括医療センターそよう病院、矢部広域病院、瀬戸病院、伴病院など病院4箇所と民間診療所4箇所、へき地診療所3箇所（北部診療所、緑川診療所、井無田診療所）において医療施設として役割を担っています。また、歯科診療所は、町内に5箇所の民間歯科医院と、そよう病院内に歯科が併設されています。

少子高齢化が進行していく中で、働き手である医師、看護師、その他の医療専門職の確保が年々困難になっており、入院病床を減らし対応している医療機関も出てきています。

住み慣れた場所で安心して適切な医療を継続して受けられるよう、町全体の健康を支える医療体制の充実が望まれています。

2 その対策

(1) 保健医療

住民の多様な医療ニーズに対応し、身近なところで安心して適切な医療を受けられるように、「かかりつけ医」の推進や地域の実状に応じた適切な医療機会の確保を図り、救急医療体制の充実を図る必要があります。今まで、救急告示病院である山都町包括医療センターそよう病院の1箇所で担っていた時間外・休日の二次救急対応を令和3年4月から矢部広域病院が加わり、2箇所の病院で二次救急医療病院群輪番制病院運営事業を開始し、山都救急医療圏において、救急対応ができるよう体制を整備しました。

また、生活習慣病予防のためには、妊娠中や小児期からの基本的な生活習慣の確立が必要であり、住民の健康づくり意識を向上させることが重要であることから、医療機関や歯科医療機関と連携協力し、各種健康診断の受診促進や特定保健指導、重症化予防保健指導の指導率向上を図ることなどにより、山都町民の健康寿命の延伸を目指します。

山都町の少子高齢化の課題や社会生活の変化による、保健、医療、介護、福祉分野の多様な住民ニーズに対応していくため、保健師、栄養士、社会福祉士等の専門職の確保と資質の向上を図ります。

3 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第9節 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

本町の教育施設としては、県立高校が1校、私立高校が1校（教育特区による株式会社営）のほか、中学校3校、小学校6校がありますが、過疎化・少子化の影響を受けてなお、児童・生徒数は年々減少しています。

今後も、児童・生徒数の減少は続くと思われ、この推移を的確に把握し、教育内容、少人数による影響等を充分考慮し、学力低下をくい止めるように最善の対策を講じていく必要があります。

小中学校の校舎については、建築後40年経過が3校、残りの6校も30年経過しており、改修や建替について計画的に進めていく必要があります。また、体育館についても、老朽化が進んでいるため、今後、計画的に改修していく必要があります。

教育設備については、毎年教材の整備を図ってはいますが、教材の進歩も目覚ましく、更新が要請され、厳しい財政状況の中ではありますが、今後も、各学校の教育の機会均等を図りながら整備していく必要があります。

I C T教育については、国の定める「G I G Aスクール構想」を基に、児童・生徒一人1台のタブレット整備及び学校内の高速大容量通信ネットワークの整備を行いました。今後の機器の入れ替えや、その他の情報教育設備についても、学校教育環境に適した整備を図っていく必要があります。

小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から新学習指導要領が実施され、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められます。

それに対応すると共に、一人ひとりの子どもに「生きる力」を育成すること、そして、学校が子どもたちにとって真に楽しい学びの場となるように創意工夫を活かした特色ある教育を推進します。

小中学校の状況（令和3年5月1日現在）

小学校名	児童数(人)	学級数
中島	39	4
矢部	212	10
潤徳	32	4
清和	92	8
蘇陽	68	9
蘇陽南	88	8
計	531	43

中学校名	生徒数(人)	学級数
矢部	170	8
清和	47	5
蘇陽	76	5
計	293	18

(2) 社会教育

社会教育施設では、町立図書館が広域的な施設としての役割を担っています。

また、公民館として、矢部地域に山都町中央公民館（自治公民館122ヶ所）、清和地域に清和山村基幹集落センター（自治公民館33ヶ所）、蘇陽地域に馬見原公民館と菅尾コミュニティーセンター、二瀬本コミュニティーセンター（自治公民館70ヶ所）があります。

体育施設としては、矢部地域に町営体育館15ヶ所、町営グラウンド5ヶ所、町営弓道場が2

ヶ所あります。清和地域には、町営体育館5ヶ所、町営グラウンド3ヶ所があり、蘇陽地域には、町営体育館が9ヶ所、町営グラウンドが1ヶ所あります。

しかしながら、総合的なグラウンドや体育館が無い為、スポーツ大会等での不便さがあります。

国際化・情報化・少子高齢化など社会の急激な変化や住民の価値観やライフスタイルは大きく変わり、学習ニーズも多様化・高度化しています。

一方、核家族化や少子化、住民の地域社会の一員としての意識・連帯感の希薄化などから、本来家庭や地域がもっていた教育力が低下する傾向にあります。更に、いわゆる自己実現の欲求が高まると共に、個性的且つ多様な生き方を求める人が増えてきています。

そのため、生涯を通じ学習の機会が用意されている「生涯学習社会」を構築することが重要であります。

このように激しい変化の中で住民一人ひとり、その生涯の各時期に応じて新しい生活課題や学習要求を持つに至り、あらゆる年齢層を通じて絶えず自己啓発を続け、人間として豊かに生き、お互いの連帯感を高めることを求めています。従って、自己学習と相互教育の意欲を組織的に高め、また、そのための機会と場を提供する生涯学習への期待は益々増大しています。

このような期待に応じるため、行政は人々の自発的な学習を基礎として行われる社会教育を促進援助して、多くの住民の教育的要求を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図る必要があります。

2 その対策

(1) 学校教育

① 学校

学校では、家庭や地域社会とともに子どもを育てていくという視点にたって、開かれた学校づくりを推進します。特に、家庭や地域の人びとの協力をもとに、地域の歴史・文化、自然環境などの身の回りの地域資源を活用した取り組みを推進し、学校の休みの日に学校施設を開放するなど、家庭や地域社会との連携を深めます。

また、豊かな心を育む道徳教育を推進し、一人ひとりの個性と可能性を伸ばす、健康で心豊かな人づくりを目指した教育を推進するとともに、近年増加傾向にある子どもの生活習慣病に対応した健康教育を進めます。更に、子どもの健康を守るという観点から、学校給食における地元農産物を活用した地産地消の推進を図り、農林業の果たす役割を理解する学習にも取り組みます。

② 教育設備

教育環境の均衡を図るため、学校施設や各種教育設備の充実、必要度に応じて、的確な施設の改善維持補修、教育設備の計画的な整備など教育環境の向上に努めます。

少子化に伴う学校の統廃合が進むことに伴い、児童、生徒の足となるスクールバスの整備等を図ります。

(2) 社会教育

① 生涯学習推進

学習要求の多様化・高度化、生活圏の拡大に対応した学習情報のネットワーク化を図り、学習者に対する情報提供・相談体制の整備を図ります。

また、各種学習講座の充実や情報化・国際化等に対応した生涯学習プログラムを開発・推進し、若者世代にとっても生きがい生まれる機会の創出に努めます。

公民館や地区集会所、図書館等の連携を図るとともに、町民のニーズに的確に対応できる施設の整備をすすめ、生涯学習の拠点づくりに努めます。

また、町立図書館を文化情報の拠点として位置づけ、県や他市町村の図書館とのネットワーク化を進めます。図書館には、日常生活に役立つ資料なども備え、便利で気軽に利用できる生涯学習の場となるよう充実したものとします。

② 人材育成

次世代を担う子ども達の健全育成を図るため、教育環境の充実を図るとともに、地域づくりのリーダー育成や先進地研修を支援します。また、ふるさとを愛する心を育てるために地域の資源を活かした取組みを支援します。

③ 地域教育力の向上

公民館を活動拠点として、各地域で、児童・生徒が加入した完全学校週5日制に対応する子ども会の充実と、これを支援する地域の組織体制づくりを推進し、地域一体となった地域教育活動を推進します。

④ 人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、これまで培ってきた同和教育の成果と課題を踏まえながら、同和問題を人権問題の重要な柱に据えた人権教育に取り組むことが重要です。具体的には、あらゆる差別の根底に潜む予断と偏見や固定観念、そして誤った因習や風習など差別観念や差別意識を助長する認識を問い直していく内容や手法を用いた人権教育を推進します。

我が国固有の同和問題は、多くの努力によって解決へ向け進んでいるものの、残念ながら心理的差別の解消等については依然として重要な課題となっています。そこで、学校(就学前を含む)、家庭、地域における人権啓発の一層の推進が必要であり、行政職員の認識を深めるとともに住民啓発を進め、差別のない明るいまちづくりを一層推進します。

⑤ 体育施設の整備

スポーツは、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにすると共に、豊かな人間性と健全な身体を涵養し、創造性を育むものであり、生涯スポーツの振興が求められています。そのためには、住民が等しく文化・スポーツ等に参加できる施設や防災、避難所機能を有した、総合体育館等の建設、施設の拡充を推進します。またスポーツの振興を図るため、指導者育成を図ります。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	3)集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館（地区集会所）新改築補助事業	山都町	
	体育施設	総合体育館建設	山都町	
		白糸第二体育館屋根改修工事	山都町	
	図書館	市街地公営駐車場整備事業 (図書館周辺整備)	山都町	
	その他	グラウンドゴルフ場建設	山都町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
		下矢部体育館解体工事	山都町	本施設を解体することで、地域住民の安全を確保し、安心・安全な地域社会の実現を図り、良好な景観・促進に寄与する。併せて将来に渡って非常時等の待避所等としても活用が可能となる。
		名連川体育館解体工事	山都町	
		花上体育館解体工事	山都町	
		朝日西部体育館解体工事	山都町	
		中央体育館解体工事	山都町	本施設を解体することで、観光施設の充実と地域活性化を図り、併せて良好な景観の促進につなげる。

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第10節 集落の整備

1 現況と問題点

広大な面積を有する本町では、幹線道路で集落が結ばれているものの、市街地・集落が離れていることから、一体的な日常生活圏、あるいは「山都町」としての統一感を形成するのが難しい状況にあります。

本町では、「地域でできることは地域自らで取り組む」という考えのもと住民自治組織「自治振興区制度」を設け、地域社会の運営や地域活動を支援しています。しかし、著しい人口減少と高齢化の進展、農林業の衰退などにより、集落の維持が危ぶまれるところもあり、人口や高齢化率の違いなど集落の状況、抱える課題はそれぞれ異なるため、集落機能を維持するための支え合いの仕組みづくりを進め、地域の実情を踏まえたいうえでの対策を講じ、住民主体のコミュニティ活動の活発化、集落機能の活性化が必要とされます。

2 その対策

地域における自主的な自治活動は、地域振興の根幹です。住民の意思を尊重した自立した地域や集落を形成していくよう機運を醸成していかなければなりません。

環境との共生や少子高齢化が進むこれからの社会において、住民主体のコミュニティ活動は、環境・福祉・防犯・防災などの多くの分野で公益活動の一翼を担う存在としてますます重要になります。

それらを踏まえ、集落支援人等の外部人材を活用し、地域住民が主体となって地域の課題を解決する取り組みを支援し、広域的な範囲で集落を支え合うコミュニティ組織づくり、集落機能の活性化に努めます。

① 地域づくり活動の支援

住民組織、団体などによる自主的、主体的な地域づくり活動が活発に行われるよう、活動の中心となる人材の育成や各種地域づくりに関わる支援、情報の提供を行うなど、自主的活動を支援します。

また、地域おこし協力隊制度や集落支援員制度を活用して、地域課題の解決に向けた取り組みを行います。

② 自治振興区活動の支援

自治振興区を中心とした住民自治活動の一層の充実を図るため、情報発信や相談体制の充実を図りその活動を支援します。あわせて自治振興区の実情と課題を把握したうえで策定される「やまとが輝く28の未来図」の継続した取り組みを支援します。

③ 集落の生活環境の整備

集落住民が安心して暮らせるよう、交通の確保や生活環境施設の整備に努め、九州中央自動車道の開通を見据え、宅地を求め新居を構える若者世代の町内定住及び町外からの移住の促進につなげるよう、特色ある地域づくりを進め集落機能の活性化を図ります。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3) その他			
		後継者交流促進事業	山都町	
		長期インターンシップ事業	山都町	
		自治振興区助成金交付事業	山都町	
		自治振興区独自事業補助金交付事業	山都町	
		地域おこし協力隊配置事業	山都町	
		集落支援員配置事業	山都町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の

実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第1 1 節 地域文化の振興等

1 現況と問題点

本町の歴史は古く、約25,000年前に遡ります。古代から中世にかけては、阿蘇郡一帯の地域的盟主である阿蘇氏とかかわりが深く、関係する神社や石造物、城跡など各種の文化財が多く存在します。

また、通潤橋をはじめとした石造アーチ橋や自然豊かな風土と商家の賑わいを示す「八朔祭」、「火伏地蔵祭」、農村芸能である「清和文楽人形芝居」や「神楽」、日向往還の宿場町の名残を残す街なみなど、多くの歴史文化資源を有しています。

これらの歴史や伝統文化に親しめる環境づくりを進め、保存伝承を図るとともに、各種の文化行事の展開、公立文化施設の整備など文化を核とした人づくり、地域づくりを推進し、芸術・文化活動に対する支援や担い手育成を進めていきます。

文化施設では、通潤橋史料館・民俗資料館および清和文楽館・資料館が広域的な文化施設としての役割を担っています。

社会の変化や成熟化に適切に対応するため、学校教育だけではなく生涯にわたり主体的に新たな知識・技術を習得したいという学習ニーズが高まっています。このため、個性的でいろいろな生き方が尊重され、人生の各時期における学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供し、生涯のいつでも自由に学ぶことができ、その成果が社会に活かされる生涯学習社会の実現を目指します。

住民の活動も多岐にわたっており、いきいき大学や各種講座で地域の歴史や文化を学んでいます。また技能を伸ばす学級が設けられ、その成果として、「通潤橋」を案内する「案内ボランティア」が活躍しています。中央公民館のホールを利用して文化作品の展示を開催したり、コンサート等を開催するなど、町立図書館を利用してイベントの開催や読み聞かせ等の活動も盛んに行われています。しかしながら、活動の場としての文化拠点施設が無いため、代替施設で開催せざるを得ず会場設営等に苦慮している状況です。

国指定重要文化財	通潤橋
国指定名勝	肥後領内名勝地 五郎ガ瀧 聖リ瀧
国選定重要文化的景観	通潤用水と白糸台地の棚田景観
国登録有形文化財	大川阿蘇神社農村舞台
県指定重要文化財	木造薬師如来座像 脇侍木造日光月光菩薩立像 木造大日如来座像 木造聖観世音菩薩立像
県指定重要無形文化財	清和村文楽人形芝居
県指定天然記念物	池尻の唐傘松 五老ヶ滝 聖滝
県指定史跡	高畑赤立遺跡
町指定文化財	聖橋 他 106件

2 その対策

町内に所在する各種の文化財は、山都町固有の文化を象徴するものです。これらの保存と活用を図るとともに、伝統文化の担い手の育成を推進します。地域住民の文化財に対する関心と理解を深め、保護につなげることを目的とした普及・啓発運動を推進していきます。

また、今後も文化財保護委員会と協働して、文化財指定の検討や管理、未指定文化財についても調査を推進していきます。特に、消滅の緊急性の高いと思われる民俗芸能や古文書、生活誌などの習俗に係る民俗文化財等の保存や調査に努めるとともに、国指定文化財の活用を見据えた保存管理や保存活用計画、整備活用計画の策定を進めます。

さらに、文化財に関する講演会等の開催や指定文化財のサイン整備を進めることで、住民の文化財に対する理解を深めるよう努め、次代への継承を図ります。

一方の現代文化においても、質の高い優れた文化・芸術にふれることは、豊かな人間性と多様な個性を育むため、各種の作品の展示、コンサート、演劇などを計画的に開催し、文化活動の主体となる団体、組織の育成、人づくりを支援し、文化の香り高いまちづくりを推進します。

個性豊かな地域文化の創造と振興を図り、町民の自主的な文化活動を支援するとともに、拠点となる施設の整備を推進します。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		重要遺跡確認緊急調査事業	山都町	町内の埋もれた重要遺跡を調査し、後世につなげる報告書等を作成する。また、町内中世城郭、西南戦争関連史跡などの調査を実施し、地域文化の振興と地域活性化につなげる。
		通潤橋保存活用事業	山都町	重要文化財通潤橋の保存と活用の取り組みを推進し、貴重な文化財を後世に残し、文化の振興と地域活性化につなげる。
	(3) その他			
	文化的景観保護推進事業 (白糸地区)	山都町		
文化財保護事業 (山都町一帯)	山都町			

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第12節 再生可能エネルギーの利用の促進

1 現況と問題点

町内には、風力や木質系バイオマス、小中水力などの再生可能エネルギーが豊富にありますが十分に活用されていないため、利活用方法を検討し、地域振興への可能性を図っていく必要があります。

原野や遊休地においては、メガソーラーを含む太陽光パネルの設置が進んでいますが、雄大な自然環境への配慮が求められています。

2 その対策

- ・「山の都」の豊富な資源を活用した風力や水力、バイオマス（動植物起源の有機資源）発電などの導入について調査・研究を推進します。
- ・地域住民の自然エネルギーへの理解を促進するため、視察研修会や、広報誌等による啓発を行います。
- ・家庭への太陽光・太陽熱利用システム等の設置補助により環境にやさしいまちづくりを推進します。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	太陽光発電システム設置費補助	山都町	環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及を促進し、町民の環境保全への意識の高揚につなげる。
		太陽熱利用システム設置費補助	山都町	
町ペレットストーブ等購入補助金	山都町			

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

第13節 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) 地籍調査事業

本町の地籍調査の実施状況については、町全体面積544.67k㎡の内、国有林114.72k㎡を除いた429.95k㎡を対象として調査を実施しており、令和2年度末時点の調査面積は、249.73k㎡となっています。現在第7次10ヵ年計画(令和2年度～令和11年度)

に基づいて実施しており、町全体の進捗率は、58.08%となっています。

地籍調査により、一筆地毎の所有者、地番、地目及び面積の調査を行います。過疎化や高齢化等に伴い、境界を把握している土地所有者や現地精通者が減少し、円滑な境界確認が困難になっています。

今後も早急な調査が必要ですが、厳しい財政事情等により完了年度が延びることも予想されます。

2 その対策

(1) 地籍調査事業

地籍が明確化されることで、土地取引や土地開発に伴う用地取得が容易になり、土地の流動化や有効活用の基礎ができ、公共事業の効率化・コスト削減・災害復旧の迅速化が図られます。

また、課税において適正化や公平化が図られるため、事業の継続は必要です。今後は、地籍調査を円滑に進めるため、リモートセンシング等を積極的に取り入れていきます。

なお、厳しい財政事情の中での事業遂行のためには財源を確保していくことが必要であり、国等への要望を積極的に行いながら予算確保に努めます。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
		地籍調査事業	山都町	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年3月には公共施設個別施設計画を策定し、施設毎の更新、改修等の実施時期や対策費用について整理しました。

今後は、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえながら公共施設等の集約化並びに複合化を進めるとともに、効率的に公共施設等の管理運営を行うことで、過疎地域である本町の持続的発展に繋げていきます。

過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和3年度～令和7年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
		企業の地方拠点づくり事業調査分析業務	山都町	首都圏等企業への動向調査を実施し、本町との親和性の高い有望企業を抽出し、山の都サテライトオフィス自系の活用を含めた企業進出の促進を図る。 併せて、関係人口の創出を図り、事業者とのマッチングなど、移住・定住の促進につなげる。
		山の都ブランド化推進事業	山都町	急激な人口減少に歯止めをかけることを目的に、情報発信、交流拠点となる事務所を東京都に開設し、山都町の知名度の向上を図り、交流人口の増加や移住・定住者の増加につなげる。
		地方創生アドバイザー事業	山都町	山都町地方創生アドバイザーを設置し、専門的な助言・提言により、まち・ひと・しごと創生山の都総合戦略の推進を図り、地域の活性化及び移住定住の推進につなげる。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
		鳥獣被害防止総合対策事業【ニホンジカ】	山都町	農林業生産の安定のため、農作物・森林被害の軽減を図り、生産意欲の低下・耕作放棄を防止、農林業の安定及び所得の向上など産業の振興及び担い手の確保につなげる。
		鳥獣被害防止総合対策事業【イノシシ】	山都町	
		鳥獣被害防止総合対策事業【ニホンザル】	山都町	
		鳥獣被害電気柵	山都町	
		山の都の賑わい再生事業	山都町	町内の店舗、空き家等の改修費用の一部を補助し、景観に配慮した外装工事やバリアフリー化、商店街の改修により、町の賑わい再生を図り、地域の活性化につなげる。
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
		公共交通		
		地方バス運行対策事業	山都町	町内幹線及び熊本市を結ぶ幹線を運行する路線バス事業者に対する運行支援のため補助を行い、町民の生活の安定と利便性の向上につなげる。
		コミュニティバス運行事業 (新総合交通体系)	山都町	児童生徒等の通学、高齢者等の校風弱者の移動手段を確保することにより、町民の生活の安定につなげる。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
		健康づくり推進体制の充実	山都町	地域住民の介護予防や健康年齢の引き上げを図り、福祉の増進につなげる。	
		長寿祝い金制度	山都町	高齢の町民に対し長寿祝い金を贈呈し、敬老思想の効用と長寿の祝福をとおして保健福祉の向上につなげる。	
		在宅介護支援給付	山都町	高齢者等が、健康で生き生きとした生活が送れるよう在宅での家族等の介護支援者に給付金を給付し、高齢者及びその家族等の福祉の増進につなげる。	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
		下矢部体育館解体工事	山都町	本施設を解体することで、地域住民の安全を確保し、安心・安全な地域社会の実現を図り、良好な景観・促進に寄与する。併せて非常時等の待避所等としても活用が可能となる。	
		名連川体育館解体工事	山都町		
		花上体育館解体工事	山都町		
		朝日西部体育館解体工事	山都町		
		中央体育館解体工事	山都町	本施設を解体することで、観光施設の充実と地域活性化を図り、併せて良好な景観・促進につなげる。	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
		重要遺跡確認緊急調査事業	山都町	町内の埋もれた重要遺跡を調査し、後世につなげる報告書等を作成する。また、町内中世城郭、西南戦争関連史跡などの調査を実施し、地域文化の振興と地域活性化につなげる。	
		通潤橋保存活用事業	山都町	重要文化財通潤橋の保存と活用の取り組みを推進し、貴重な文化財を後世に残し、文化の振興と地域活性化につなげる。	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
		再生可能エネルギー利用	太陽光発電システム設置費補助	山都町	環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及を促進し、町民の環境保全への意識の高揚につなげる。
			太陽熱利用システム設置費補助	山都町	
	町ペレットストーブ等購入補助金	山都町			

山都町過疎地域持続的発展計画の概要

1 計画策定の趣旨

昭和45年以来、特別措置法として過疎地域の振興・活性化・自立促進等を目的に制定され、改正・延長されてきた過疎法について、令和3年4月に過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に促進するため、新たな法律として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されました。

法第8条の定めるところにより、熊本県過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、過疎地域持続的発展計画を策定し各施策に取り組みます。

2 基本方針（P13～P15）

「第2次山都町総合計画」に掲げる将来像「輝く!!みんなでつくる『山の都』のものがたり」を実現するため、5つの基本目標を「カクゴ」の志をもって取り組みます。

基本目標（「カクゴ」）

- カクゴ① 「山の都」の未来に光をあてる人づくり
- カクゴ② 「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくり
- カクゴ③ 「山の都」での暮らしを守る環境づくり
- カクゴ④ 「山の都」の個性が輝く地域づくり
- カクゴ⑤ 効果的な行財政運営

3 地域の持続的発展のための基本目標（P15）

人口目標 12,600人を下回らないことを目標とします。

4 計画の達成状況の評価に関する事項（P15）

計画の達成状況について中間評価（令和3～5年度）と最終評価（令和3～7年度）を実施し、着実な計画の遂行に努めます。

5 計画期間（P16）

令和3年度から令和7年度までの5カ年間

6 山都町公共施設等総合管理計画との整合（P16）

法8条第6項により、計画は公共施設等総合管理計画に適合しなければならない。

（公共施設等総合管理計画とは・・・公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。）

7 施策に関する事項（第2節から第13節（P17～53））

以下の分野について「現状と問題点」「その対策」「計画」「公共施設等総合管理計画

等との整合」を記載

- ①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ②産業の振興
- ③地域における情報化
- ④交通施設の整備、交通手段の確保
- ⑤生活環境の整備
- ⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑦医療の確保
- ⑧教育の振興
- ⑨集落の整備
- ⑩地域文化の振興等
- ⑪再生可能エネルギーの利用の促進
- ⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項

8 これまでの計画からの主な変更点

- ・これまでの項目に加えて、新たに「人材育成」「地域における情報化」「再生可能エネルギーの利用の促進」が追加
- ・各項目に、「公共施設等総合管理計画との整合」が追加

9 過疎法に基づく国の支援策

- (1) 過疎対策事業債による支援（ハード、ソフト事業）
- (2) 国庫補助金の補助率かさ上げ（公立学校、保育所等） 等